

監獄協會雜誌

第 九 號
第 貳 拾 七 卷

中華民國二十一年九月二十四日發行
(九月二十四日發行)

賣捌角

監獄協會雜誌第二十七卷第九號目次

| | | | |
|--------------------------|-------------------------|--------------------------|---|
| ○大詔煥發 | (一頁) | ○屏禁閉と運動 | 東 三 郎 |
| ○論 說 | (六頁) | ○保 護 | (八四頁) |
| ○講 演 | (六頁) | ○津市救護協會の設立 | |
| ○犯罪と社會的殊に經濟的原因 | 山岡萬之助 | ○熊本自警協會本山支部 | |
| ○獨斷せず(司獄官の徳性其四) | 尾原 靜 乘 | ○鹿兒島縣保護協會の設立 | |
| ○統 計 | (三五頁) | ○福島縣東白川郡佛敎慈善會の御追悼法會と臨時總會 | |
| ○監獄統計 | | ○保護に對する典獄訓示 | (八七頁) |
| ○假出獄者期間經過後再入監調 | (四六頁) | ○通 信 | |
| ○雜 纂 | (四六頁) | ○富山縣通信 | |
| ○又新日乘 | 河野 東 繼 | ○大分通信 | (八八頁) |
| ○ヒエブネル氏自殺論 | 大阪監獄 鈴 木 生 堂 | ○彙 報 | |
| ○觀察紀行(承第二十七卷第八號) | 森 堂 | ○色慾關係から傷害 | 未成年囚共謀して逃走○足を踏れたるを怒り同囚を刺殺す○懲罰を受けて終死○腋臭を厭ひて同囚の頭を刺る○護送途次車窓より逃走○法廷獄より逸走○工場便所で終死○外役囚日射病に罹る○恩典出獄者再入監を耻じて逃走○病苦を悲観して終死○鶴岡扶私患者の發生○看守長任用試験○在監入看讀用書籍○免囚保護事業講習會の開催○安松引野兩典獄の退官○浦和監獄入佛式○錯誤に基く入札の効力に就ての解釋 |
| ○寄 書 | (六四頁) | ○叙 任 | (九九頁) |
| ○不頁少年に對する刑事政策(承第二十七卷第七號) | 日本犯罪學會々員 澤田 順 次 郎 | ○會 報 | (九九頁) |
| ○英國式階級差遇制と獨逸リッソトリッヒ幼年監 | 黒田 源 太 郎 | ○地方部長の囑託 | 贈與金○保護會記事 |
| ○七拾五萬圓寄附事件に付き小河博士の所説を聞 | 藤 井 信 悟 | | |

大詔煥發

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕力百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ朕ハ深く現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂テ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セ

ル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

御名 御璽

大正三年八月二十三日

各大臣副署

監獄協會雜誌第貳拾七卷第九號

論

論

說

戰時の監獄に對する希望

歐洲の大亂は東洋に波及して日獨の開戦と爲り今や舉國一致軍國の經營に汲々たり抑今回の日獨交戦たる主として膠州灣に占居せる敵軍を掃蕩するに在るを以て若し戦争の大小輕重を以てせば之を日清日露の兩戦役に比すべくもあらずと雖も其目的は日英同盟の趣旨に基き東洋の平和を保持せんとするに在りて其係る所實に至重至大なるものあるを疑はず日本國民たるもの誰れか又悠悠々眠食に安んずるものあらんや

吾人は此軍國多事の秋に際し我監獄界に對し要望する所多々之れ有りと雖も茲

(一)

には唯二箇の要項を擧げて監獄官吏の注意を促さんと欲す一は則ち我國民性を利導して在監人の教化に努力すること他は即ち監獄官吏一般に自ら戒飾を加へ嚴密に經費節約の方法を講じて國費を裨補し且職員勤勉の美風を助長せむこと是なりとす

何をか我國民性を利導して在監人の教化に資すると謂ふか夫れ忠君愛國の精神に富めるは我國民性の特色にして決して他の模倣し得ざる所なり明治維新以來泰西の制度文物を輸入し政治法律を始め百般の事物殆んど彼に倣はざるもの無しと雖も獨我祖先より繼承せる此忠君愛國の精神に至ては萬古不易にして牢乎としてか抜く可らざるものあり故に事一朝君國の安危興亡に關するものあれば舉國一致事に赴き死を鴻毛の輕きに比するを以て誇とす若し夫れ之を學術技藝に就て云へば我尙彼れに及ばす之を富力に就て比較すれば我の彼れに反ばざること愈に遠し彼然り而して我國家が列強の間に伍して國家の權利と名譽とを維持して耻ぢざる所以のものは世界萬國に比類なき我獨特なる國家的觀念の磅礴たるものなるを以てにあらざらんか

然り而して在監の受刑者と雖も固より日本國民たり縱合法律を破り反社會的の行動ありたるにもせよ深く其精神の奥底を叩て之を尋ぬれば尙ほ一片忠君愛國の至情なしとせざるなり見よ日清日露の二大戦役に於て彼等在監者が我國家に對し如何に其赤誠を發露せしかを或は貯蓄工錢の獻納を出願するあり或は出征軍人の勞苦を思ひ進んで夜間の作業に服するあり或は又彼等が其生平に於て情苦の種とせる飲食物に於て軍國に於ける經費節約の必要を聞きては甚しき飧食に甘んじ一言苦情の聲を聽かざりしものありしが如き歷々として其徵證たりしに非ずや又近く千葉監獄に於ける事實も其一例たるを失はず今回の戦役に就き千葉監獄は某軍衛の依囑に依りて軍需品の製作に任じたるに彼等軍國の爲なりと聞くや努力平生に幾倍し其成績眞に驚くべきものありと云ふ以て彼等の血液の中尙我國民特性の深く潜在するあるを確認するに難らず夫れ既に彼等にも此國家的觀念ありとせば軍國の此際之れが指導に怠ること莫らんか以て作業に勉勵せしむるを得べく以て行狀に謹慎を加へしむることを得べく遂に又進んで其心術の改善を圖るを得るに庶幾からんか要は監獄官吏たるもの能く此心裏の機微

を看取し臨機調諭に教誨に之れが啓發涵養に努力せんこと最も切要にして教養感化上看過すべからざる所ならんか是れ吾人が監獄當局の注意を希望する所の第一たり

第二は凡そ軍國に在りては國家財用の多端なること言を竣たす殊に財政困難の今日に於て此開戦を見るに至りしものにして國家行政の局に當るもの、最も焦心苦慮すべき所たり惟ふに理財の要は大を謹しむと與に能く小を謹むにあり小を謹まざれば大を成さず世の富者を視るに大概此間の工夫最も親切なるあり而して貧者全然之と反す積塵山を爲すの諺は眞に吾人を欺かずと謂ふべし然れば吾人は毫釐の微と雖も贅費を省き以て國家有用の資に充る誠意なかるべからず平素尙且然りとす況んや軍國多事の今日に於てをや獨り財用の事のみならず職員の勤務に至つても亦各自深く戒飾を加へ此際一層の精勵ならんこと報効の忱を輸す所以の一端たるべし蓋し國家に報ふる所以のものは獨り戰陣に立てるの時のみならずなり

吾人は時として情氣の念を生ずる事なしとせざれども一たび出征軍人の勞苦に

想到すれば直ちに情氣を一掃し得るを覺ゆべしされば我監獄官吏たるもの一般に克く格勸勵精各其職責に盡瘁すべきは勿論なれども殊に直接監督の任に在るものが部下を指導し勤儉の美風に向はしむるは今の時を以て最も時宜を得たるものとせざるべからず是れ特に其注意を請はんとする所なり凡そ事外來の勢力に餘儀無くせられて之を行ふと自己の精神より進んで之を行ふと其行ふや一なりと雖も其効果に於て甚しき徑庭あり故に此國民一般に君國を思ふの思想高潮せるの今日に於て之を指導して職務上勤儉の美風に馴致せしむるは或は平素の監督に比し幾倍するの效果あらんか固より勤儉の事たる從來我監獄官吏の主義理想とし嚴守して誤らざる所なりと雖も行ふて未だ盡さざるもの蓋し多からん是れ吾人が陳腐を顧みず此際特に茲に一言する所以なり

敢て一般監獄官吏殊に直接監督官の努力を切望す

講

演

犯罪と社會的殊に經濟的原因

司法省參事官 山岡萬之助君

今日は監獄協會の例に依りまする茶話會に際しまして犯罪と社會的殊に經濟的原因といふことに付きまして講演を致す次第でございます。

一 御承知の如く犯罪の原因に個人的原因とそれから社會的原因、言葉を換へまするといふと内界原因と外界の原因のありますことは今日の定論であるのであります、そこで個人的原因と申しますれば犯人自身を犯罪の原因と致すことにあります、今日の能く遣はれて居る言葉を以て言へば犯人の非社會性或は悪性が即ち犯罪を成立せしめるといふことであります、刑罰はそれでは斯ういふ關係に於て何の作用を爲すかと申しますれば、犯罪の個人的原因の上に作用を致すのであります、刑を犯人に科して犯人の非社會性を矯める、即ち悪性を矯正するのであります、又一面に社會に對して此の如き犯罪には此の如き刑ありといふことを示して以て各人の犯罪的傾向を抑ふる、刑は即ち此の如き作

講

演

用を爲すに止まるものでありますから、犯罪の外界的原因即ち社會的原因に向ひましては何の効果も無いものであるといふことを我々は理解しなければならぬ、さてさうなりますと云ふと、社會的原因殊に經濟關係から來る所の犯罪の根據は何に依つて我々は無くなすことが出来るかといふ問題に到着するのであります、是は全く刑以外の事柄、即ち個人の上に作用する以外の事柄でなくてはならぬ、積極的に申しますれば社會關係自體の上に直接に影響を與ふる所の方法を講ずるのであります、一例を申しますると、經濟の關係を調節して、物價に激變を生せしめないようにして、個人の困難なる境遇に陥ることを是に依つて救助する、さうなりまするといふと此社會の中に生存いたします所の個人は一つの犯罪的因子を其事に依つて無くなされたことになる、そこで社會的殊に經濟的原因を述べますことは囚人を取扱はれて、犯人の上に存する犯罪原因を防遏される所の諸君に向ひましては少し縁遠い氣味はあるなれども、此問題を以て諸君に相見えまするのは外ならぬ次第で、今日に於きましては諸君の任務は唯り監獄内に居ります所の囚人に止りませぬで、出獄以後に於きます所の免囚保護といふものが重要な一つの仕事となつて來たのであります、此關係に於きましては勿論官の職務とか、さういふことは別論と致しまして後來益々大切な仕事となつて來ると考へる、是は單り諸君の仕事のみならず、社會一般の人が此點に向つて方を注がなければならぬ次第であります、其意味

に於て社會に居ります此の免囚をして犯罪をせしめないといふことに付ては外界に於きます所の犯罪原因はどういふものかといふことの理解が必要になつて來るのであります、左様な考から致しまして茲に大略を申述べたいと思ふ次第であります。

社會的殊に經濟關係を根據に致しまする學科は即ち刑事社會學であります、即ち刑事社會學なるものは犯罪の社會的原因を研究致しまして、さうして犯罪と社會的事情とはどういふ關係があるかといふことを明かにする譯であります、言葉を換へて申しますれば、社會環象の影響如何を研究の物體に致す譯であります、社會環象と申しますれば我々を取巻いて居る周圍の状態であります、是がつねに我々個人に影響を與へて居る。此影響を稱しまして社會刺戟と申します、社會的刺戟といふものは我々が社會に於て絶えず受けて居るのであります、此社會的關係が犯人を刺戟して、さうして犯罪を成立せしめることになるのであります、さて斯うなつて來ますといふと社會關係といふものは一體どんなものであるかといふことを究める必要がある、社會關係と申しますれば所謂社會の事情を指すのであります、主たる關係は我々の衣食住即ち經濟の關係である、斯かる關係は内界の原因と異りまして一定せる存在を有する譯に行かぬのであります、内界關係でありますと犯人なる一個のものが存在しますが、社會關係になりますと全く諸種の關係の集合したる状態でありまして、所謂集合

的現象であります、それでありまして是が研究方法は統計に依らなければならぬ、詳しく申しますれば集合現象を一目瞭然に統計致しまして、さうして其内容を科學的即ち學問的に研究いたしました、それに依つて社會現象の中にはどういふ定則があるか即ち如何なる法則が存在するやといふことを見出すのであります、例を擧げて申しますれば、詰り地球星又は太陽の運行の如く我々の社會にも矢張り一定したる所の法則がある、單純に考へますといふと何のこともなく我々は自由に活動する如く考へます、けれどもさうではなく、社會の關係に於きましても一定の規則があるのであります、要するに社會關係を組織的に觀察いたしました、さうして其結果を犯罪と刑罰の上に適用する基礎をなす所のものが所謂刑事統計であります、刑事統計と申しますれば即ち犯罪と刑罰との關係を統計したものであります、それでありましてから刑事統計は司法統計とは區別しなければならぬ、司法統計と申しますれば大體御承知の通り裁判所の行動自體を統計したものであります、區裁判所は如何なる事件を如何に扱ふ、地方裁判所は如何に扱ふ、控訴院は如何に扱ふといふことの關係を統計したものである、之に反して刑事統計になりますと犯罪と刑罰とを社會的に説明したものである、犯罪の發現する狀況、即ち犯罪の原因と刑罰の效果即ち刑罰といふものは如何なる結果を與ふるものであるかといふことを明かにするのであります、是が即ち刑事統計であります、左りながら今日に於きます所の刑

事統計といふものはまだ完全であるといふことは申せませぬのであります、刑事社會學の根據になつて居ります所の刑事統計が只今申しまするやうに完全でないといふことになりまるといふと、刑事社會學の研究といふものは誠に困難なことになるのは當然の結論であります、犯人自體を研究いたしまする方は今日は刑事心理學に於て餘程基礎は造り上げて來たのであります、それよりも一層此方面に於きましては困難なことがあるのであります、なせかと申しますれば個人的關係でありますといふと、兎に角一個の物體といふものがある、即ち研究の目的物が特定してある、然るに社會關係は我々個人といふもの、以外が依て社會關係でありますから、其關係が極めて廣汎に涉りますのであります、まして個人的研究よりも尙ほ一層の困難を感ずる次第であります、そこでありますからして刑事統計といふもの、完成といふことは最も希望いたす所であり、之を完成いたしますことは刑事に携つて居ります所の學者並に實際家の職分でありまして、今後是非共之を完成致しませぬければ犯罪の眞の防遏といふことは出來ないのであります。

さてそこで此の如く今日は刑事統計が充分でない、充分でないからして今日では社會的に犯罪を觀察することは出來ないかと申しますれば、それはさうでない、と申しまするのは社會的現象は前に申す如く集合現象でありますから、其集合現象を觀察するに極く概數で宜しい、即ち概括的のものだけ

で先づ宜しいあらましの數に依つて大體の傾向といふものは分るのであります、それだから統計の上の一つとか二つとか、一分とか二分とか違つて居ることは結論の上に特段の差違はない、即ち數の上に於ては違つて居りましても、定則を發見するには何等の關係はない、それだから今日此統計が不完全であつても我々は其れにより定理を考へ出すことが出來るのであります、只將來益々統計の發達を望むのであります、所が一體數と申しますものは實は隨分無趣味なものであります、けれども數を集めて一定の法則に嵌めて、次第順序を立つて行くこと誠に規則正しい關係が現れて參りますから、そこに於て之に従事する者は自然に興味を感じて來る次第であります、諸君に於きまして是非共此方面に力を盡されむことを望む次第であります、併し此處が數を澤山に述べることは誠に無趣味でありますから以下述べまする所は極く樞要な數だけを述べて一々の所は述べない積りであります。

社會關係が犯罪の原因になりますことに付きましては前に申述べた通りであります、此點に付て個人原因が唯一の犯罪原因であると主張いたしました所の人類學者の鼻祖であります所の「ロンブロー」に於きましても没せらるゝ間近になりました社會關係の値打を認めて參りまして、「犯罪の原因及び其防遏といふ書物に於きましては斯様なことが書いてあります、經濟の状態即ち經濟的因子といふものは犯罪の上に大なる影響のあるものである、併し貧困といふことが主たる原因であると

いふことは言へない、大なる又は俄に得たる富といふものは又犯罪を増加する原因である、而して貧と富とは氣候と人種との關係よりして更に其效力を減殺せらるゝものである」と斯ういふ風に言ふて居ります、氏の考へる所に依れば經濟關係は重大なる原因ではあるが、併しながら貧困だけが原因ではない富といふ方も矢張り原因になるといふことを述べた次第であります、それに附加へて更に人類學者即ち個人の關係のみ犯罪原因と認むる者にありますが、之と反對である刑事社會學を基礎として犯罪現象を論じまする所謂刑事社會學者の方に於ては犯罪といふものは全く社會的原因のみから發生するのである、社會的原因といふものが一定の犯罪人階級を組成する根據になると謂ふのである、それでは犯人はごういふ關係になるかと申しますれば、唯僅に社會關係と犯罪現象とが結び附かる所の間に這入つて、數の關係を多少混亂するに過ぎないので、結局は社會的原因と犯罪現象とは常に同じもので全く自然界と同じ所の理窟になるのであると極端に言ふのであります、是等二者の極端なる説は今日では通説ではありませぬ。

是から我邦に於きまする所の犯罪傾向といふものが凡そごんな風であるかといふことを、明治十年頃からの大體の傾向を述べたいと思ひます。

明治十年に於きましては一箇年の重罪、輕罪の犯人は十六萬千二百九十人あつたのであります、此

時代は新律綱領、改定律令の行はれた時代であります、此法律は御承知の通り明治の革新がありまして、大寶律を基礎と致しまして當年の事情を斟酌して作つた法律であります、それが行はれて居る間即ち十四年に至るまでの關係を見ますと、十三年が二十萬六千七百三十四、さういふ風に上つて來るのであります、即ち四萬五千ばかり上つて居る、それから十四年になつて僅か少くなりまして二十萬五千六百九十、であります、今日の犯罪數から考へると非常に多い、十五年が舊刑法の實施された時であります、諸君は舊刑法が實施された時にはごうなつたかと御考へにならまじうか、甚しき變化を來して居ります、十五年の犯罪數は八萬九千七百九十五人、まるで半分以下になつて仕舞つた、それから次第に増加いたしました、一時に左様に下つて見た所で、其減少たるや全く刑法實施の偶然の結果で即ち人爲的の傾向であつて、十九年に至りましては二十三萬六十八人といふ數に上つて、十四年よりも寧ろ進んだ數になつて居ります、それから矢張り次第に上つて二十一年は二十七萬四千五百六十一人といふ大なる數になつて居ります、更に愛の所に附加へて置きたいのは、十七年から二十一年といふものは賭博罪を刑法の取扱から除外いたしましたして行政廳に委ねたのであります、即ち警察署に任して仕舞つた、其數が又頗る大なるものであります、之を加へますといふと新律綱領時代よりも大なる犯罪人を扱ふことになつて來た次第であります、賭博罪の行政處置は全く一時の便法であつたの

であります、犯罪人が澤山あつて到底刑法に依つて裁判所で裁判したのでは賭博者を鎮壓することが出来ないといふ所から、警察署に委ねて臨機の處置を講じさせたといふことになるのであります、それから二十二年になりますといふと今度は減つて來ました、此時代は丁度色々な法律が準備された時代で、憲法も其次の年に行はれ、それから刑事訴訟法も行はれたといふ風にこゝでも亦法典の改正があつた時期であります、二十二年には十九萬六千八百八十五人、斯ういふ少い數で、二十一年よりも八萬以上減つて居ります、併し又更にそれから次第々に増加致しまして、二十六年に在りますといふと二十二萬四千八百八十八といふ數になる、それから其數は略同じ程度で三十二年まで來て居るのであります、でありますから二十二年から三十二年までといふものは大概同じ程度で二十萬前後であつたといふことになるのであります、所で三十二年になりますといふと十八萬五千五百五十一人に減しそれ以來明治三十八年までは次第に減少して居る傾である、明治三十八年まで何が故に犯罪數は減じたのであらうか、此原因を亂して參りますと、是は微罪の起訴猶豫を行へたのが大なる原因であります、三十八年には六萬七千五百五十人といふ少い數になつて仕舞つた、まるで舊刑法を實施した當時のやうな少い數になつて仕舞ひました、爰は微罪不檢舉としますると同時に御承知の如き三十七八年の戦役がありました、一面監獄より澤山に假出獄もし、又微罪の不檢舉即ち起訴猶豫も澤山に

致した、それが即ち爰の減少になつた、次第でありますそれから愈々近頃になつて來たのであります、三十八年以後といふものはズツト増加をして來た、それはどうも其苦なので、一時の必要から日露戦役當時に殊に右様な方法を講じたのでありますから、平時に復しまして犯罪の檢舉も相當に厳しくなりますから處罰數が次第に増加するのは當然の結果であります、是と同時に新刑法の實施が四十一年に於てあり、此二つの原因は相俟つて次第に増加を來たしたのであります、四十三年に至りましては十萬六千七百七十九人といふ數になつて居る、刑法が實施されました後に監獄に犯人が充満して殆ど取扱ひに苦むやうになつたといふのは、此有罪者の數が此の如く上りましたのと、今一つには刑期が長いことでありまして、是等の點に付ては私よりも諸君の方が寧ろ能く御承知のこと、思ひます、罪の大體の經過といふものは斯様な譯でありまして、今日犯罪人が世間では多いと言ふ者があります、それは數を細かに研究しないからであります、今日では人を決して多く罰して居りませぬ以前は二十何萬といふものを罰して居り當時の倍以上を罰して居ります、實際の事實を取調べて見ませんければ只今申すやうに現今では人を多く罰するといふやうな結論を爲すに至るのであります、

それから今一つ如何なる法益に對しまして如何なる數の犯罪があるやといふことを一言致したい、之に付きましては明治三十四年より明治四十三年に亘ります十年の統計を致して見たのであります

す、凡そ統計なるものは申すまでもなく相當の年月のものを打算して見なければ何の效もありません。十年になりますと兎に角大體の傾向、大體の定則といふものは説明が出来るのであります。此法益に随ひまする罪人數を申して見ますると、一般法益即ち個人法益でありませぬ所のものに對する犯罪が十年の平均三萬四千百十一人、それから個人の法益に對しまする罪の中、人格的法益に對しまするのが五千九百四十三人、それから財産的法益に對しまするものが四萬九千四十人、斯ういふ多數に上つて居る、そこで個人的法益の中生命、身體、自由、名譽、是丈けのものが人格的法域に這入つて來る、其餘が一切財産的法益であります、之を除外したものが一般的法益と申すので、騷擾罪とか放火罪とかいふやうなものである、此統計の結果に依りまして我々が犯罪防壓に付て如何なる方面に力を盡さなければならぬかといふことが説明が出来るのであります、財産的法益に對するものが最も多數を占めて居る、財産的法益と申しますると諸君が刑法に於て知られる通り、條文に於て僅に五章規定しある丈けであります、其法文が數多く犯されて居る、即ち四萬九千といふものが夫れである、だからして我々共が何處へ力を向けなければならぬかと云へば、財産的法益に向つて防壓しなければならぬといふことになる、人格的法益に對する罪は極く僅な數でありまして、唯特に力を入れなければならぬのは人命犯だけである、人命犯は數に於ては一年に五百人程になつて居ります、數は少くあります

けれども、申すまでもなく大切な法益でありまして、一度び侵害を受けては回復が出来ませぬから之に力を入れなければならぬことは論を俟ちませぬ、此統計から先刻申上げた通り、如何なる方面に向つて力を入れなければならぬかといふことの結論が出て參ります、それから更に三種類の法域の中、累犯の關係がどうなつて居るかといふことを述べたいと思ひます、累犯の此三種の法益に對する四十二年以後四十三年に渉るものを申しますと、一般法益に對するものが平均百人中二十三人七分、人格法益に對するものが四人四分、財産的法益に對するものが七十一人八分餘、即ち財産的法益に對するものの累犯が第一等の地位でありまして、大多數は之に屬します、此僅な年月の統計に依りまする推論と致しまして財産的法益に對する累犯といふものを特に注意して防壓しなければならぬことが分ります、人格的法域の如きは累犯で無いものである、一般的法域のものも二十三人七分に過ぎませぬから、是もさう恐るべき數ではありませぬ、累犯の最も恐るべきはそれ故に財産法益に對するものであります、すそれでありますから新刑法に於きましては懲役に處せられた者が五年内に更に懲役に處せらるゝ罪を犯して云々、さうすると刑を倍に上げせるといふ規定を置いたのも茲に理由があるのである、勿論一般法益の方に於きまして懲役はありますけれども、財産的法益に關するものは一切懲役刑でありまして罰金といふものは贓物罪に付しあるのみであります、即ち此法律の精神も財産に對する累犯が

主たるものであるといふことが略々見得らるゝ次第であります。さういふ次第でありますから、財産に對する罪に付ては累犯防壓といふことに力めなければならぬ、累犯防壓といふことは何に由つて行ふかと申しますれば、茲に特に述べるまでもなく監獄へ這入ります所の囚人をして出獄後に犯罪をせしめないといふことに外ならぬのでありますから、之を學問的に言ひますれば特別豫防に依らなければならぬのであります、でありますから概括して言ひまするといふと、財産的法益に對する犯人といふものに付ては特別豫防を本位に置かなければならぬ、但強盜の如きは是は別問題であります、でありますから監獄に於て犯人が改善せられたることの見込が立ちましたるなれば財産的法益に對する犯人は假に出獄せしめて宜いのであります新刑法に於ては刑期三分の一を経過したならば假出獄が出来るといふことになつて居りまして是が即ち諸君の最も大切なる權限範圍に屬して居ります、でありますから、最早累犯の虞れなしと見得らるるやうな状態であるならば、一般から申しますならば右の犯人は監獄から出して宜いのであります、累犯豫防が本位でありますから犯人丈けが將來犯さなければ宜いといふことになるのであります、之と異なりまして殺人罪其他人格的法益に對する犯罪に對しては如何に取扱はなければならぬかといふと、累犯といふものは右の通り百人中四人位しかないのでありますから、個人が良くなつたら直に監獄から出して宜いといふ譯には行きませぬ、元來此種

の犯罪は一度やつたものが其次にはやらないといふことを統計が示して居る、扱それならどうして斯く犯罪を防壓するかといふと、一般の人をして初犯をやらしめないといふことである、即ち此人格的法益といふものは多くが初犯であるから、人をして初犯を爲さしめないといふことが大切で在る、それは犯人に對して刑を執行し或は刑法に於て斯く／＼の行爲を爲した者は斯く／＼の刑に處すといふことを一般の人に示し依つて社會の一般民衆を威壓するのである、一般豫防は初犯防止であります、斯ういふ譯で人格的法益に付きましては常に一般豫防といふ見地から出て行かなければ犯罪防壓は出來ないといふ結論に到着したのであります、一般法益に對する犯罪に付きまして以上二者の取扱上からして直に推論することが出来ること、思ひます、要するに一般豫防と特別豫防といふことに付きましては各罪質に依りまして區別をしなければならぬものであります、單に罪人の性質のみからどういふ風にするといふのみでは不充分でありまして、決して刑の目的を達する譯には參らぬと信じられます。

それから主として累犯の多い所の財産罪の中に尙ほ特に注意しなければならぬのは竊盜の數であります、竊盜の數は十年平均を致しまして一ヶ年三萬四千六百九十四人、實に大變な數であります、財産的法益が四萬九千といふのでありますから、一萬五千ばかり他の犯罪はあるに過ぎませぬ、あそこは

皆竊盜になる、だからして竊盜の法文といふものはどの位適用されるかは分らぬ譯であります、財産罪殊に竊盜罪の原因は社會原因の中でも經濟的關係が主なものでありますから、此經濟的原因が財産罪に及ぼす影響といふものは特に研究する必要があるのであります、それでありまして、それから主として經濟的原因に付て述べたいと思ふのであります。

そこで先づ大體の數を一つ申上げたいと思ふ、一般に申しますといふと犯罪人といふものは貧困の者が多いのであります、我統計に於きましても矢張り明治三十四年より同四十三年度に於きまして一箇年平均有資産者は一萬千六百二十五人、無資産者が十萬二千九十三といふ數になつて居る、百分率を申しますると、有資産者が十人餘でありまして、無資産者が八十九人餘になつて居ります、でありますから殆ど九十人までといふものは無資産者であるといふことは此統計が示して居ります、此の如く無資産者が犯罪者の中には多いことになつて居るのでありますから、一旦凶歳があつて五穀が實らないとか、或は物價が急に騰貴したといふ場合に於ては忽ち缺乏を來しますが常であります、御承知の通り下級社會の生活の方法といふものは極く單調なものであります、少しも節儉の念慮とか將來を考へるとかいふやうなことはない、収入したる金額の如きは擧げて之を費消するといふが普通でありますから、不時の事柄に遭遇いたしまするといふと忽ちに困難を來して犯罪を爲すやうになるので

あります、さういふ次第でありますから物價の騰貴するといふことは生活條件として忽ちに困難にするものであります、其困難が生活資料即ち衣食住の必要な範圍を害することになります、と終に從來の生活の根據を破つて邪道即ち犯罪にまで陥る譯になるのであります、此點に付きまして「ロンプロゾー」は斯様なことを言ふて居る、生活に必要な物を得る所の資力を缺く貧困といふものは則ち財産罪の原因を爲すものである、それから又貧困といふものは情慾の満足を充たすことが出來ない事情、及び貧困でありますと幼少の時から工場などに出て稼ぎをします爲め男女共同の生活をするところがあるが故に、風俗罪の原因になるのであると言ふて居ります、但「ロンプロゾー」は前にも述べましたる如く貧困のみ獨り犯罪原因に非ずして、富んで居ることが矢張り犯罪原因であるといふことを言ふて居ります、犯罪は貧困のみから來るものでない、富の結果又犯罪をすることがある、一時に得たる富といふものは其の人の品格宗教、道徳、政治等の關係から理想的に心意の平均状態を保つことの出來ない限りは其人を利用することよりも寧ろ其人を害する、それから又此富の點に付ては「スペンサー」といふ人が斯ういふことを言ふて居る、富は國民性の善惡に従つて人を正にも不正にも導くものである、殊に大なる富といふものは強大なる勢力又は非常なる精神力と同じことに壓制を爲す所の自然的機械である、總ての亂行即ち犯罪にも亦原動力となるものであると言ふて居ります、そ

れから事實として亞米利加合衆國に於きます統計上犯罪數の最も多い地域は富の最も高い所にもあり、又富の最も低い所にもある、さうすると富の高い所にも尙ほ犯罪を澤山出す、即ち富が犯罪を爲すといふことを説明して居る、「ロンブロー」は尙ほ申しますのに（富といふものは酒色に耽り酒醜中毒に陥り、又は花柳病に罹つて自己の身體精神を害し犯罪傾向を生ずるのみではなくして子孫に悪性を遺傳するものである、随つて生來犯人といふものは貧困者よりも富者にあるものであるといふことを言ふて居ります、是は矢張り「ロンブロー」が個人關係に重きを置く學問の立場から斯様な結論を約すのであります、貧者よりも寧ろ富者に先天的犯罪人があるといふことは信じられませぬ、併ながら酒色に耽つて酒醜中毒に陥り、一方には悪性の傳染病に罹つて、さうして生活機能を害し變質な人になるといふことは無きに非ずであります、それは諸君も既に知らるゝ所でありませう、酒を澤山飲んで終には酒を飲まなければ何にも出来ない人間がある、丁度支那で勞働者が阿片の量が身體から切れますと何にも出来ない、又阿片を飲むとそれから元氣になつて立派な活動が出来る、と同じことである、此酒醜の中毒といふことに付きましては我邦に於ては片山博士が熱心に唱へて、さうして博士は如何なる場合にも酒は飲まない、機會ある毎に酒の害を説いて居るのであります、それから悪性の傳染症に罹つて生活機能を害して變質者になる例のあるのも事實であります、酒の點は

確に大問題でありまして、全然飲むべからず、又飲まずに行けるならば結構であります、幼年時には普通酒を飲まぬのであります、さういふ時代には刺戟物は極く強く感ずる、従て刺戟物を子供は好まない所が段々年を取ると煙草のやうな苦いものも癖になる、さうして又酒も癖になる、どうも刺戟物がないといふと身體が本當の作用をしないといふ様な風になる、即ち刺戟物を好むやうになつて來るのは其處で在る、酒を全然やらないで行けるなら結構である、我邦の如き氣候でありましたらばそれは行けるかも知れぬが、寒帯地方であつては「アルコホール」がなければ勞働といふものは出來るものでないといふので、獨逸の北の方とか露西亞に行きますと強い酒を可なり飲む、そこで酒醜中毒に罹つた者もありますけれども、どうも必要上仕方がない、左様な次第でありますから生理上害の無い程度——諸君にも御經驗がありませんが、田舎の百姓や海邊の魚採りは勞働の疲を癒す爲めに僅な酒の量を取る、其結果取らない者よりも長命であるといふやうなことは幾らも事實にある。（未完）

談

叢

獨斷せず (司獄官の徳性其六)

尾原 静 乘

一 聖徳太子

聖徳太子は第三十一代 用明天皇の第一皇子で有りまして紀元一千二百三十三年の御聖誕であります。太子は皇位に即かせ玉はずして生涯の間だ佛教の宣傳と、美術工藝の指導と、慈善救済の事にのみ身意をお盡し下された。故に如何なる階級の人でも如何なる職業の人でも聖徳太子を尊敬せぬ人は殆んどあるまい。又た日本人たる以上は何人と雖も崇敬せねばならぬ譯である。聖徳太子の御訓誨は澤山ありますが、分けても十七憲法は太子の御精神であつて切要最重の御訓語であります。十七憲法は憲法で有つて而も宗教であり而も又た道徳訓であります。是れ實に吾が國憲法の初めにして而も邦人の作れる漢文の嚆矢であると云ふ事でありまして、而して其の十七憲法の第一條が『以和爲貴』で平和の徳を勸唱せられたものであります。其第十七條即ち最終の御勸誨が『大事は獨斷すべからず』

と云ふ條項であります、私が本日の講演題に獨斷せずと提唱致しましたのは本條に據りましたのであります。

『獨斷せず』とは單獨で所斷せざる事であります。謂ふ心は『衆と協議せよ、皆と相談せよ』この意味であります。獨斷は何故に不可であるかといへば過失が有るからであります。自分獨りで處斷すれば何故に過失が有るかといへば『漢詩外傳』の中に

獨り視るは衆と視るの明に若かず

獨り聽くは衆と聽くの聰に若かず

獨り慮ふは衆と慮ふの工に若かず

と有りますが實に名言であります。獨りで見れば杭を人と見る様な場合も有ります。多くの人が見れば杭は矢張り杭で、人と見る様な間違は有りませぬ。又た獨りで聞けば正午のドンでも聞き落す事が有ります。三時を二時と聞き違へる事も有ります、が澤山な人で聞けば決して左様な事は有りませぬ。思案も其の通りで。一の思案では妙計も出ないが多くの人と相談をすれば巧策を發見する事が有る。

諺にも『智者にも一失』と言ふ事が有りますが、随分惻恰な人でも偶には思ひ違ひと云ふ事は免れぬ勘違ひと云ふ事は誰れにも能くある。乃て衆と協議を爲し皆と相談する必要が有る。猿が井面に影

る月を拾はんとして溺死するのも。蠅が蠅取り器の中に思はず飛び込むのも一種の勘違である。吾々でも碁を打て居る時思はぬ勘違ひして不慮の敗北を見る事が有る。其の點になると衆目は確實である勘違ひと云ふ事は決して有りませぬ。

二 莫三人而迷

然れば誰れと相談すべきか……其れは誰れと相談をしても相當の利益は有るが、分けても自分以上の者即ち年長者、經驗に富める者、學識の高き方、杯と相談をすれば猶更利益が多い。

自分已下の者と相談しても多少の利益が有ると曰ふのは『愚者にも一得』で何等學問の無い人でも時に依ると名言を吐て識者を驚かせる事もあり。下婢從僕と雖も時には眞理に叶つた名論を唱へる事もある。事の道理から推せば一家の事杯は家内や子供杯にも相談を掛ける方が善いと思ひます。

次は自己と同等の者(例へば同僚の如き)と相談する事でありませぬ。是れ亦た大に利益がある。ナデカと曰へば。何か爰に一の事件が起つたと致します而して其當事者即ち事件の主人公と成ると、萬事感情が支配しますから、ドウも公平な判断が付き兼ねる。其場合に傍目八目、何等事件に關係の無い立場の人は正邪黑白が頗る明了して最も公平の判断が出来る。是れが即ち相談の効果と云ふものであります。

更に進んで自己以上の人。即ち年齢に於て。地位に於て。經歷に於て。學識に於て自己以上の人。是等の人と相談をすれば其結果の有効善美なる事は論を俟たぬ次第である。經驗の厚い人なれば經驗上より指導して呉れて。學識の高い人なれば學識の上より判断をして呉れる。自分には自分の周圍しか見へぬ。其れ以上は見へぬ。然し地位境遇の高い人は立場が高いただけ其丈け廣く一般の方面に眼が届てあるから此人と相談をすれば自分で解決の出来ぬ難件でも容易に是を處理して呉れる、是等即ち相談の効果であります。

支那に『莫三人而迷』と云ふ語が有ります。是れは『韓非子』に出てある晏子と魯の哀公との問答がある。哀公が『莫三人而迷』の語を引て問はれたに對し、晏子の答に『三人にして迷ふ無しとは一人は之を失ふも二人は之を得』と言はれた、此の意味は三人して聽て居ればタトヒ一人は是を聽き漏しても二人は之を聽き留める事が出来る、萬事皆な是の通りである一人で爲した事より三人で爲した事が確實であると云ふ事でありませぬ。

世間でも『三人よれば文殊の智慧』と云ふ事を能く申しますが是も矢張り前と同じ意味であります。

三 文殊の智慧

現在盛んに使用せられて居る世間語の中には佛敎語より出だものが甚だ多い。其二三を挙げてみれば。

▽最も速に駆る事と『韋駄天走り』(韋駄天は佛法の守護神、なれば能く佛堂に安んず)

▽容易ならざる事を『億劫』(劫に芥子劫磐石劫あり又た小劫中劫大功の別あり要するに劫は計算の及ばざる最長時間)

▽到底と云ふ事を『金輪際』(佛敎には大地の厚さを百六十萬由旬とし其下に金輪あり、金輪の在る處を金輪際法)

▽墮落の極を『那落の底』(那落は苦處にして造悪者の生する處なり又た無教と云ひ、赦さるる事有る事なし)

▽辯舌の巧妙なるを『富樓那の辨』(富樓那は釋尊十大弟子の一、人にて說法第一の稱あり)

▽知恵の勝れたるを『文殊の知恵』(理由以下詳説)

『文殊の智恵』文殊と云ふのは印度の人で、釋尊時代の大菩薩の御一人で有ります、普賢文殊と並

べ稱して俱に華嚴三聖の一で有ります。理智定慧頗る發達した人、賢者で而も大智者で有つた様であります。文殊の三名を申して、一箇の名稱では文殊の徳が十分に表顯が出来ぬ、三名を以て漸く文殊の徳性が現はれると云ふ事でありませぬ。

一、妙徳(文殊に不可思議、種々微妙の徳性を具備す)

○文殊の三名(二、妙首(文殊は諸の菩薩の首座なれば也))

(三、妙吉祥(文殊の生時には十種の吉祥事有りしと云ふ))

斯の如く文殊なる人は大賢者大智者で有ります、乃て諺に『三人寄れば文殊の智恵』と云ふのは、自己單獨で工夫しては巧術も出ないが、三人集りて篤と相談をすれば文殊の如き智恵の發明が出来ること云ふ意味なのであります。

然るに例ひ相談するにしても、世の中には『些細な小事は相談するクセに、重要な大事を却て獨斷する人が有る、又た』事件の最初には獨斷して置き乍ら事漸く面倒と爲るか又は不首尾に終る時、善後策の相談を他に持ち懸ける人』もある、是等は大きな心得違ひで有ります。

前者はよく婦人に有る事で、料理の献立や衣類の見立グライの小事を相談し乍ら、娘の縁談の如き、一身一家の一大事を一人で極めたり。又たは單獨で斷り坏して生涯取り返しの付かぬ後悔を見る人がある。

又た最初に相談をせずして不結果に傾いた時、相談をするに云ふのは、丁度西洋の讀本に左の斷がある。

『甲市と乙治と丙藏との三人が連れ達て田舎道を歩行して居る、行く事十數町にして丙藏は途上に財囊の遺失しあるを發見した。此の丙藏は元來慾心が深いから甲市乙治の二人に之を告げずして密かに

此の財囊を懷中に藏めた、スルト間も無く後方より大聲で誰何するのは誰あろう即ち警官であつた。丙藏は現行犯で、警官の推問を受けて當惑し大に狼狽をした。此時丙藏は甲市と乙治との兩人に向て、如何すべきやと相談をした。

甲市並に乙治の兩人は平然として丙藏に向ひ『君は何故に最初に予等に相談を爲さざりしや』と曰ふた。遂に遺失物拾得の責任は全く丙藏一人に歸した』と云ふのが此噺の終局である。

丙藏が途上に財囊を見付けた時最初兩人に相談をすれば甲市にしても乙治にしても警察届出等最善の處置を示すに違ひ無い。

又た例ひ事其結果が善かりしにもせよ惡かりしにもせよ、最初から三人で相談をして置けば其責任は三人の頭上に均分に下るのである、此の噺は吾人に對して頗る有益なる訓誨で有ると思ふ。

四 神代の相談

元來日本の國は神代の昔より『獨裁』『獨斷』と云ふ事は無いので有る、神話其ものも是れ一の證據である。

神話『天石窟戸隱』 天照大御神の弟に素盞鳴尊と云ふのが有りました。此の素盞鳴尊と云ふお方は頗る放埒な御性質であつた。大神は弟尊の暴虐を怒らせ玉ひ遂に天の石窟に隠り玉ふた。スルト天

下忽ち暗黒と成り群神は甚だ慙へ且つ惑ひ遊ばした。爰に於て高皇產靈神の御發議に基き天安河原に於て八十萬神の會議(相談)が開かれる事に成つた。

諸部の神々が各々手分けをして、天の石窟戸の前に種々の裝飾を施こし。廷燎を焚き歌舞殊に盛んで有つた。此の時大御神は異みて戸を開きて外部の様子を窺ひ玉ふた。此時コンと手力雄神は無雙の大力、大神の御手を取りて窟戸を出し奉り天下また明かになつた。(以上)

是れ神々相談の效果として斯る妙計が案出されたのである。

毎年陰曆の十月は『神無月』と申します。全國諸社の神々は皆な悉く出雲の大社に集り玉ふ、之を神集と申します。諸國の神社は神様のお留守と云ふので神無月と呼ぶに至つた。

此の御集會の目的は何であらうか……一年間の男女結縁の相談である。云ふ事である。男女の縁は人生の最大事であるから神様でも獨斷は遊ばさぬ諸神と相談の上で結ばせ給ふと申します。

畏多き事乍ら 天孫たる至聖至賢陛下に於かせられても國家の大事は決して御獨斷は遊ばされぬ。夫々陛下に御諮問遊ばされると申す事でありませぬ。近き將來に於て行はせ玉へる御即位の御大禮に致しましても諸事御治定遊ばさるゝ迄には中々容易でないとの御事である先づ以て大禮使の諸官に内外國各般の事を調査せしめられ、慎重に審議を遂げさせ玉ふた後何事も御裁定遊ばさるゝに至つたと拜

聞致して居ります、右愈御發表となれば宮中賢所皇靈殿神殿に於て報告の御親祭があり次で神宮及び神武天皇並に前帝四代の御陵に報告使の御差遣がある是等の諸典諸儀式 誠に莊重懇勤の極であるそ
うです。是れ一面は御報告と共に一面は神靈の御冥裁を仰がせ玉ふ事と謹察致します。

五 古今の官制

『大寶令の官制』と申しますのは今より一千二百二十年前の官制で有つて吾國史上最も著名の制度であります。是の官制に依りますると大納言、中納言と曰ふ職が有ります。是は専ら主上の御諮詢に答へまつる機關であります。

次に『鎌倉の官制』を見ますれば『内談衆』『寄合衆』『評定衆』と云ふ職名が有ります。是等は執權の諮詢に答ふる所謂相談機關であります。

次に『徳川の官制』を見ますれば『老中』『若年寄』『溜 詰』云ふ職名が有ります。何れも幕府の相談機關であります。

次が『明治の官制』で、明治八年に『元老院』なるものが設置せられ、華族、官吏、勳功又は學識有るものより勅任せらるゝ事に成つた。是れ即ち國家の大事に關する相談所で有ります。明治二十二年憲法の實施と共に今の『樞密顧問』なるものをおだめに成つた、是に勅任せらるゝ顧問官は學識及

び勳功の外に更に年齢四十歳に達すると云ふ事も條件に成つてある。是は老功尊重の御趣意であると思ひます。而して此の樞密顧問なるものは、陛下の御諮詢に應へ、重要な國務を審議する府で所謂る國家最高の相談所であります。

斯様な制度は獨り日本のみに限らない。支那唐宋の官論にも此の定めが有り。其他古代のローマを初めフランス、アメリカ合衆國杯にも此種の制度が有つて、國家の大事は總て相談をせられて居る。吾が派の本山に於ても『顧問所』なるものが設けられて有ります。派内の元老が之に特任せられ、法主の諮詢に應へ重要な法度宗務を審議する宗派最高の相談所であります。(今は故人で有るが彼の島地默雷氏や今の赤松連城氏は何れも本派の顧問で有ります其他小田、利井等の十數氏の顧問が有ります。

嘗て、谷田局長の御演説に『自由裁量の範圍が極めて狭いのは是れ即ち監獄行政の特色である』とお述べになつた。又吾人の『職務規程』なるものを見るに、日々に起る細大の事件は事毎に上官に報告し上官の指揮を待て』と規程されてある、是は事件を自己一人で葬り去り又は自分單獨で判定し決行する事を禁せられて居るのである。

故に監獄では會議なるものが殊に大切であり重要である。此の會議で總て報告し。具さに審議し一

大正三年七月末在監者人員表

| 監獄別 | 受刑者 | 刑事被告 | 勞務場留置者 | 乳兒 | 合計 | | | | |
|-----|-------|------|--------|----|-------|-------|-------|-------|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 合計 |
| 東京 | 1,055 | 311 | 55 | 1 | 1,422 | 1,091 | 1,135 | 2,266 | |
| 市谷 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 東橫 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 市川 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 前橋 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 浦和 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 千葉 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 水戸 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 宇都宮 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 甲府 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 長野 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 小笠原 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 安曇 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 名古屋 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 靜岡 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 藤原 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 新橋 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 沼津 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 合計 | 1,011 | 693 | 311 | 1 | 1,705 | 1,011 | 693 | 1,705 | |

| 監獄別 | 受刑者 | 刑事被告 | 勞務場留置者 | 乳兒 | 合計 | | | | |
|-----|-------|------|--------|----|-------|-------|-------|-------|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 合計 |
| 金澤 | 1,055 | 311 | 55 | 1 | 1,422 | 1,091 | 1,135 | 2,266 | |
| 宮城 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 盛岡 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 青森 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 山形 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 秋田 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 京都 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 大阪 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 奈良 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 和歌山 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 神戶 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 岡崎 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 廣島 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 山口 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 山梨 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 德島 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 高松 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 高知 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 長崎 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 福岡 | 1,255 | 311 | 105 | 1 | 1,672 | 1,255 | 1,255 | 2,510 | |
| 合計 | 1,011 | 693 | 311 | 1 | 1,705 | 1,011 | 693 | 1,705 | |

大正三年七月末日現在在監受刑者罪名表

| 罪名 | 計 | | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 前月比較 | | 前年比較 | |
|-----|-----|-----|--------|-----|----------|-----|------|---|------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 大分 | 57 | 19 | 57 | 19 | 57 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 佐賀 | 43 | 3 | 43 | 3 | 43 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 熊本 | 35 | 3 | 35 | 3 | 35 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 宮崎 | 22 | 3 | 22 | 3 | 22 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 鹿兒島 | 20 | 4 | 20 | 4 | 20 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 三浦 | 19 | 1 | 19 | 1 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 沖繩 | 16 | 1 | 16 | 1 | 16 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 函館 | 15 | 2 | 15 | 2 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 札幌 | 13 | 1 | 13 | 1 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 樺太 | 12 | 1 | 12 | 1 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 網走 | 10 | 1 | 10 | 1 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 十勝 | 8 | 1 | 8 | 1 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 總計 | 499 | 122 | 499 | 122 | 499 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 法 | 計 | | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 前月比較 | | 前年比較 | |
|--------------|-----|-----|--------|-----|----------|-----|------|---|------|---|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 毀棄及隠匿 | 52 | 1 | 52 | 1 | 52 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 通貨偽造 | 31 | 3 | 31 | 3 | 31 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文書、有價證券偽造 | 36 | 5 | 36 | 5 | 36 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 印章偽造 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 偽證及偽告 | 9 | 2 | 9 | 2 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 重婚 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 傷害 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 殺人 | 13 | 2 | 13 | 2 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 殺兒 | 5 | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 逮捕及監禁 | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公務執行妨害 | 3 | 6 | 3 | 6 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 逃走、犯人藏匿及證憑湮滅 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 竊取及略奪 | 6 | 1 | 6 | 1 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住居ヲ侵ス | 15 | 3 | 15 | 3 | 15 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 略取及略奪 | 10 | 1 | 10 | 1 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 其他 | 17 | 2 | 17 | 2 | 17 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 499 | 122 | 499 | 122 | 499 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 |

大正三年七月末日現在受刑者刑名表

| 刑名 | 總計 | | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 前月比較 増減 | 前年比較 増減 |
|-------|--------|-------|--------|-------|----------|-------|------------|------------|
| | 男 | 女 | 計 | 計 | 計 | 計 | | |
| 陸海軍刑法 | 五五 | — | 五五 | — | — | — | — | — |
| 森林法 | 二〇六 | — | 二〇六 | — | — | — | — | — |
| 懲兵令 | 二一 | — | 二一 | — | — | — | — | — |
| 郵便電信法 | 四四 | — | 四四 | — | — | — | — | — |
| 警察視察令 | 九八 | — | 九八 | — | — | — | — | — |
| 府縣令及令 | 一二 | — | 一二 | — | — | — | — | — |
| 警察令 | 八五 | — | 八五 | — | — | — | — | — |
| 其他 | 五二一 | — | 五二一 | — | — | — | — | — |
| 總計 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八四四 |
| 無期 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 十五年以上 | 四〇一 | 一一 | 四一二 | — | — | — | — | — |
| 十五年未滿 | 八五二 | — | 八五二 | — | — | — | — | — |
| 十年以下 | 二,二四三 | 三七 | 二,二八〇 | — | — | — | — | — |
| 五年以下 | 一,五六四 | 五九 | 一,六二三 | — | — | — | — | — |
| 三年以下 | 七,五九四 | 三二八 | 七,九二二 | — | — | — | — | — |
| 二年以下 | 五,六〇六 | 三〇六 | 五,九一三 | — | — | — | — | — |
| 一年以下 | 七,五四三 | 四三三 | 七,九七六 | — | — | — | — | — |
| 三月以下 | 七,一七二 | 三〇九 | 七,四八一 | — | — | — | — | — |
| 計 | 四九,七七八 | 二,二一八 | 五二,九九六 | 五,五三三 | 五八,〇三二 | 一,五三七 | △六 | △六〇 |

| 刑名 | 總計 | | 前月末日現在 | | 前年同月末日現在 | | 前月比較 増減 | 前年比較 増減 |
|-------|--------|-------|--------|--------|----------|-------|------------|------------|
| | 男 | 女 | 計 | 計 | 計 | 計 | | |
| 無期 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 十五年以上 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 十五年未滿 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 十年以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 五年以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三年以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 二年以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 一年以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三月以下 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八四四 |
| 拘留刑 | 一〇三 | 四一 | 一四四 | 四六 | 一六七 | 四七 | △二 | △三 |
| 合計 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八二一 |
| 受刑者 | 一八,四〇四 | 一,四四八 | 一九,八五二 | 二〇,三九五 | 二四,二四一 | 四,三八九 | △五 | △三〇 |
| 受刑者數 | 三,五二〇 | 八一二 | 三,三三二 | 三,三五一 | 三,四八〇 | 一,一四九 | △七 | △七六一 |
| 受刑者數 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八四四 |
| 受刑者數 | 一,四〇三 | 一一八 | 一,五二一 | 一,五二九 | — | — | — | — |
| 受刑者數 | 一,九〇一 | 一〇六 | 二,〇〇七 | — | — | — | — | — |
| 受刑者數 | 四六,六二〇 | 二,〇二六 | 四八,六四六 | 四九,九六四 | — | — | — | — |
| 受刑者數 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八四四 |
| 計 | 四九,九二四 | 二,二六〇 | 五二,一八四 | 五,七四六 | 五九,〇四七 | 一,四〇七 | △八 | △八四四 |

本表様式改正ノ爲メ舊刑法ノ輕懲役、重懲役、有期徒刑等ノ各相當欄へ合算記入ス

鹿三沖陶札樺綱十總
兒

島池總館槐戸走跡計

| | | | | | | |

二 | | | | | | | |

| | | | | | | |

六 | | | | | | | |

七 | | | | | | | |

一四 | | | | | | | |

三〇 | | | | | | | |

五九 | | | | | | | |

一〇 | | | | | | | |

一 | | | | | | | |

七 | | | | | | | |

一 | | | | | | | |

四 | | | | | | | |

七 | | | | | | | |

一九 | | | | | | | |

一〇 | | | | | | | |

五九 | | | | | | | |

一 | | | | | | | |

青山秋京大奈和神岡廣山松島江口島山戸山長阪都田形森
歌

宮熊佐大經長高松高徳松山廣岡神和奈大京秋山青
崎本賀分岡崎知山松島江口島山戸山長阪都田形森

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 二 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 二 | 二 | 三 | 二 | | | | | 一 | 九 | | | | 四 | 三 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 二 | 二 | 三 | 二 | | | | | 一 | 九 | | | | 四 | 三 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |

雜 纂

又新日乘(大正三年、五月、六月)

河野 東 籬

◎側面的教訓、戦争にも正面の攻撃と側面の攻撃とあり、正面は固より攻撃の主たる道なりと雖も側面の攻撃却て奇捷を博すること尠しとせず。因人を教化するの道亦正面と側面との二方面に由らざる可らず、而して側面的教訓が寧ろ正面より施す教訓よりも有益なるを認むることあり。正面的教訓とは、その職に務むる宜く勤勉なるべく、その心を持つる宜く正直なるべく、その人に對するや宜く忠恕を主とすべく、その人を遇するや宜く殘忍なるべからずと説くの類にして、道德行爲を正面より教ゆるを云ふ。側面的教訓とは、古今の有徳なる人の實譚を聞かしめ、或は各地方の美風善俗を語り、或は詩歌音楽の妙音に接せしめ、或

は花鳥風月の清興を感せしむるが如き、その事教訓を目的とするにあらざるも、由て以て彼等自己の行爲を反省し、その精神を刺戟し、或は思想を優美ならしめ、その執拗の情を緩和する等、豫期以上の化育の効を見ることあるを云ふ。讀書の上に於て之を見るも、修身書の如きは正面的教訓たり、歴史、傳記、詩歌等の書を示すは側面的教訓たり、修身書は修身を教ゆるの書なるを以て、之を讀む者大に德行を勵む事實あるべき善なるに却て德行を強いらるゝ感を懷き、その書の説に對し厭惡の情を生ずることなしとせず、之に反して傳記若くは詩歌の如き、修養を主たる目的とせざるも、之を讀で、自己の非行を反省し、勤勉の思想を喚起し、或は邪曲の情を轉じて困難の氣風に變ずることあり、書籍に於ても教誨に於ても、此の側面的教訓の奇功を奏すること愈多きは、昨今殊更に實驗する所なりとす。この頃前田博士の説にも精神の修養は、直接に眞面目くさるやうな言

葉ばかりで、修養になるのではない、山が高いとか、水が清いとか、花が美はしいとかいふことは直接修養になるものではないが、間接には之れが修養教訓になるのである、修養は何うしても心を清めてかゝるのが第一である、換言すれば自身的心を天然に接觸さすのである、それ故、書にしても必ずしも經典の語句とか古聖の訓言とかに限るものではなく、又書にしても必ずしも孔子の像とか楠公の圖とかに限る譯ではない、山水の秀でた所や、花鳥の香はしい有様を描き出した所にも、やはり修養になる點が澤山ある。論語や孝經の話のみが修養に限つたことではない、通常の風雅な心を詠じた詩や文の如きも、間接に修養の味があるのである。と言はれたるは、教訓上の妙趣を道破せられたる高説なりとす。

◎各自の必要問題、教誨の感否は、説の優劣、言の巧拙、同情の厚薄、人格の高下、經驗の多少、研究の粗密等、教誨師の力量及び徳量如何に由る

こと勿論なりと雖も、而れども亦彼教誨者たる四人各自の身上に、時に應じて起りつゝある必要なる問題に、接觸すると否とに由て感否の差を生ずるものたり。暑氣に苦める場合、銷暑の方法を示さば彼等は必ず耳を傾けて之を聽かん、是れ彼等の必要問題たればなり、寒威と戦ひつゝある場合防寒の道を説かば彼等は必ず能く感せん、是れ彼等の必要問題なればなり、傳染病流行して一般の人心危懼の情に堪へざる時、衛生の談に及ば、則ち彼等は必ず能く服せん、是れ彼等の必要問題たればなり。若し夫れ彼等健康上何等憂ふ可き事なき氣力勇壯の場合に於て、衛生談を試みん乎、聞く者多くは是れ馬耳東風、偶ま靜かに聽く者ありとするも参考までに軽く聞くのみ、切實に取て以て之を我身に行はんとする者あらず、暑中の防寒談寒中の銷暑法、亦同じ、何れも皆その時に於ける必要問題たらざるが故なり。余時々彼等個人に就き、總因教誨に對する所感如何を糺す、余自ら

益の談として而も亦巧妙に説示したりと信する所の説も、何等その心に記する所の跡なき者多く、之に反して、余自ら重きを置きて語らざりし説に對して、深く感じ痛く其非行を反省して、著しく其精神状態に變動を與へたる者亦少しとせず、是れ余の説に力ありしにあらすして、唯その説が彼等の意中に浮びつゝある必要問題の解決に資し、或は參考に供せられたるが故なるに外ならず。假令勤勉の氣風を奨勵せんとして懇々諭す所あるも博徒の群に入つて、大に勢力を占めつゝある者には、殆んど耳に入らざる姿なりと雖も、妻女が幼兒を携へて晝夜怠る所なく、内職に身を勞しつゝあることを想像せる者には、頗る感動するの状なくんばならず、是れ其勤勉てふ事が、その者の心頭に關する問題たるを、たらざるに由つて分るゝ所なりとす。凡そ我身に關する問題は時に應じて起るもの、而して其問題が一般の人々に一齊に感ずるものと或る部分の者に感じつゝあるもの

と、全く個人的に各別に必要とするものとの區別あり。寒暑の苦痛及び傳染病等に對する問題は、一般の人々に一齊に必要とする問題なり、米價の騰貴、世間の不景氣等に關する問題は、貧困の家庭に妻子を置き來りし者の必要とする問題なり、一地方の水害震災等は、其地方より來れる者の痛切に感ずる問題なり、家庭の不和、家族の病氣、營業上の關係、自己榮達の希望、財産上の心配、特種の煩悶、更に進んで、人生問題、未來の觀念等は、個人的各別に起る問題なり。總因教誨に於ても個人教誨に於ても、常に彼等の精神を精細に或は亦概括的に觀察して、今現に如何なる問題を其意中に懷きつゝあるかを知悉して、其問題に關聯する話題を選び、彼等をして教誨を傾聽せしむるの方便を施し、延て宗教道德の妙旨を宣説すること、教誨上一鐵案たるを失はず。今日一般の人心を達觀するに道德を必要問題とせる人極めて少し、四人の如きは殊に道德が必要問題たらざるの

觀あり、必要問題とせざる道德上の説を、彼等に向つて之を擬するも、水面に油を注ぐの類にして、その効果の現はれ難きは蓋し其處なりとす。故に彼等の必要問題とせる事情を察して、話頭を其問題に附著せしめ、その問題を手引として、宗教道德の妙旨を其平底に引込ましむる注意を執らざるべからず。

◎潜在意識、右の如く論し來れば、被教誨者の必要問題に接觸せざる教誨は全く無効なる如く聞ゆるも、決して無効と言ふ可きものにあらす、彼等が聞て感ぜざる事、聽て記憶せざること、將又聞て全く不必要或は無意味と思ひし事も、その聞きし説は彼等の潜在意識となりて、彼等の心底に潜伏するもの故、數月の後、若くは數年の後に、何かの縁に觸れ、何かの境に對して現はれ出で、道德的活動の起ることなしとせず。その證據は、夢に浮ぶ事情、或は催眠術に由つて現はるゝ行動に於て明かに之を徴するを得べし。特り夢と催眠術

この上のみならず、不良行爲を重ね來りし者が俄に或る美行を呈し、頑冥なる氣風の人々が忽ち分別ある思想を懷くに至ることあるが如きは、是れ即ち曾て無意味に聞きし修養上の説が、潜在意識となりて隠れありし所のもの、發現たらすんばならず。佛教に於て之を宿善と云ふ、一席の教誨も、その即時に其効なしとするも、之れが聞く者の潜在意識となりて、他日の爲に宿善たる効果を生ずることあるを無視するを得ず。

ヒユブネル氏自殺論

大阪監獄 鈴木 生

本編は Hubner Teber den Selbstmord 1910. を抄譯せしものにして吾人監獄醫の參考となる點少からずと信じ茲に本誌の一部を汚す事とせり。頻死の病人は早く死する程、その苦惱を早く免れる理なるに、生きて數百倍の苦痛を受くとも生に

執著して死を欲せざるは人情の常にして、生を愛する根底は頗る深きものなり、然るに自ら此の愛す可き生を棄て忌む可きの死に就くもの、年々歳々頗る多く、殊に近き内に死す可き程度の不治の病に罹れるにもあらず、又周囲の状況險惡にもあらずして、身體健康なるもの、自殺を見る事決して尠からざるは、何が爲めなるや、是れ余の逐次述べんとするところなり。

多數の神學者等は自殺は必ず一つの罪惡 (Tine Sün (to) ありとし、*Shopenhauer* は是を意志の承諾 *line Befahrung des Willens* と名け、統計家 (ケテレ及びアドルフ、ワゲネル、*Oneta lob u. Adolf Wagner*) は深き研究を基礎として、自殺は人間の他の多くの行爲の如くに、その個人の意志に關係せずして、一定の外界の要素に關係ありとなし、更に自殺數に及ぼす四季の影響及び家政的關係より、延いては年齢と自殺數との間の關係を發見せり。

多數の精神病學の大家は、自殺者は即ち精神病者なりと主張す、その代表者は第一エスキロール *Esquirol* にしてゲオルゲット *Georget*、*Faurel*、*Hautepoul*、*Bourdin*、*Devey*、*Strahan* の諸氏、是れに讃す、然れども米、英、佛の多數の學者等は是れに反對して、殊にグレー *Gray* は自殺者の大多數は、その精神健康なりと言ふ、他の學者等の注意深く研究せしところによるに、自殺者の内に精神病者多少あれども健康なる人も亦自殺することありと。

此の興味ある問題に關して、如何なる事情の下に自殺を病的ならずと視るか各研究家の意見を聞く價值なしとせず。

エト、*Zachary Etoc*、*Denazy* は次の如く言へり即ち余の今日迄の經驗によれば、自殺は多くの場合に、十分熟考せし意志の承諾の結果なること疑ひなし、例へば茲に病める老いたる父あり、その息、徴兵に應せざる可からざるを知るや、それを

防がむが爲に自害す或は不幸なる者が投機をなしその損失を秘密にせんが爲めに、署名を偽りその露見に當りて家族の恥辱を防がんとして「ピストル」を取る如き、何れも十分考慮の結果に出でたる擧なること明かはり」と。ピリエル、*Z. Priester*、*Brière de Brismont* は自殺の動機となるは多く精神的の出來事にして、一般に肉體上の苦痛は關係すること少なしと言ふ、*F. von Oehringentz*、*Wagener* の言ふ如く、すべての自殺者の三十三「プロセント」のみ、精神病に起因すと信じ尙財産上の不幸、罪惡、親族に對する忿怒論争、徵罰に對する恐怖等は、層々自殺の誘因となること多く、愛人の死亡せしめたための苦惱、悔恨、及び耻辱、恥辱及び良心の苛責に對する恐怖等は、全く自殺の動機となる事稀なりと言ふ、

Maury も自殺者は責任能力なきものなりとの、*Esquirol* の説に反對す、*Heller* は病理解剖學的に研究して、自殺者の九二

乃至九四「プロセント」は狹義の精神病者にあらすとせり。

ウインのアントン、*Anton Brosch* は自殺に關する多くの病理解剖的業績を出し、その病理解剖的所見を、一臓器に眼局して價值少なきもの、及び精神障礙の存立を確證し或は想像せしめる所見の二つに分ちたり、第一類のものにては多くの先天的異常例へば卵圓孔の開存、大動脈の「ヒポプラジ」腎臟缺損、小陰莖 *Mikrophallie* 及び類似の所見等を示し、甚だ屢々腦及び腦膜に病變を見たり、氏によれば腦所見の陽性なりし例の内七・六%は疑もなく精神障礙あり、二・三・四%は精神障礙あるを想像するに難からず、五七・六%は精神障礙あらんかと思はしめ、只一・四%のみその障礙を知ること能はざるものなりき、尙其所見を詳細に調べ、其の後の種々の研究家の臨床的研究と比較して、氏は多數の自殺者は實際精神病に罹れるものにして、即ち確かなる腦變化によ

りて精神病と看做し得るもののみならず、尙又肉體の疾病に罹りし人々に於ても、精神的な生活障害ありと、想像せざる可からずと結論せり。

近年ガウプ及びヘレ、ネ、フリデリケ、ステルツネル Gaupp, Hohenriederike Selzner 兩氏が注意深き臨床的検査を基礎とせる、自殺問題の業績は、大に價値あるものにして、氏等は自殺を企て、成し遂げざりし人々を、臨床上精神病學的検査をなし、その自殺の動機の何物たりしかを、その患者自身より聞き次の結果を得たり。

ステルツネルがベルリン貧病院 Borgrim Charite に於て二百人の自殺婦人中、

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 鬱愛狂 | (「メラニコリー」) | 六五人 |
| 廻歸狂 | Girkulane Irresien | 一人 |
| 急性偏執狂 | Paranoia acuta | 一人 |
| 慢性偏執狂 | P. chronica | 二四人 |
| 老人性癡狂 | Dementia senilis | 四人 |
| 麻痺性癡狂 | D. paralytica | 六人 |

| | | |
|------------------|--------------|-----|
| 早發癡狂 | D. praecox | 七人 |
| 癩 | | 一人 |
| 痴 | Imbecillitat | 三人 |
| 酒精中毒 | | 六人 |
| 精神病體質 | | 三二人 |
| 證明セラル可キ精神病症狀ナキモノ | | 三一人 |

を認め、此の最後の三一人に就いて、特に詳細に検査せしに臨床的検査時には確診する能はざりしも、其内多數は外刺戟と内反應と平均せざるものなりき、此の現象は全々急性にあらはるゝ病的興奮及び意識混濁にして、一の持續短き精神病が加はるものと説明せり、ステルツネルの此の最後の三十一人を見るに、是等の婦人等が實際正常なりしか疑はしく思はるゝところにして、彼れ等の内二三人は娼婦 Puellae Publicae 或は給仕女にして實際「アルコール」に親しみしものにして、他の者は多少強き遺傳的素質あり、亦私通による妊娠がしばしば必要なる作用を及ぼしたり。

前述のステルツネルの業績を綜合するに、全く健康なる人が自殺することは甚だ少く、所謂生理的自殺 Physis logischer Selbstmord なるものは單に例外たるに止ると言ふも可なり。

此の説は「カウプ」の検査によりて、更にその礎を固くすることを得たり。

カウプは自殺を企たるもの百二十四人を、ミュンヘン「精神病科」クリニックに於て、試験しその内只だ一婦人のみ、精神無病なりしが、それも妊娠ハケ月の婦人なりき、その他のものは次の如し。

| | |
|--------|-----|
| 進行性麻痺 | 一人 |
| 早發癡狂 | 一人 |
| 廻歸狂 | 一七人 |
| 酒精精神病 | 四人 |
| 老年性癡狂 | 二人 |
| 老年性鬱愛狂 | 一人 |
| 重症急性大醉 | 五人 |
| 癲癇性失調 | 一三人 |

「ヒステリー」
精神障礙性 Psychopathia 九人
四四人

この最後のもの、大多數は、極めて輕微の誘因、例へば、男子にては「アルコール」の影響によりて病的に興奮し、婦人は多少痴鈍なりき。

要之その王論は次の如し。

人間が自殺を行ふ際には、殆んど常にその精神は異常の状態にあり、百二十四人の内、自殺時に精神病者は只三十八人のみなりしとは言へ、他の九十八人も、その精神は一種の病的状態にありしものにして、そは醫者の検査によつて確定する事を得たり。

ヘルレルは一年間も詐欺を續けし囚漢が、その露見の際、相應の刑罰を受くるを忌みて、自殺を企てしものを引證して、斯の如き者は普通狹義の精神病者にあらずと信せさせり、然れども彼れは恐らくは一種の精神障礙者なるやも計り難く、余は犯罪者が四五年間の監獄行きを避けんが爲めに自

殺せしとすれば、その者の自殺は健康的動機によると見做すこと能はず。
 さて等しき外來の刺戟及び障害に對して、二三の人間がかく逆烈しく反應し、大多數の人が反應すること僅少なるは、何故なるか、是れ吾人の疑問とするところなり。
 而して其因は決して、外來の要素にあらず、何んとなれば、すべての人間に對して外來の要素は等しければなり、かるが故にこの問題は即ち只だ個人の精神的固有性によると説明するの外なし、即ち少數の人が昂進せる病的興奮性、高度の判斷力衰弱、或は他の病的性質を有する爲めに、かくの如き異常の特性を有せざる他の多數の人々よりもその精神的衝動の結果が更に甚しく重きが爲なり。

既に述べたる如く、自殺の原因及び動機に關する研究は自殺を企て、失敗せし者を、病院に收容して精神病的検査をなしたるものなり、然れども此

の法たるや、ステルツネル、ガウプ兩氏も言ふが如く、決して理想的のものにあらず、即ち不成功のもの、のみを見て、自殺を遂げたるものを考へず而もこの後者は、よく自殺の準備をなし、十分永く熟考せし結果なること稀ならざるを以てなり、此の缺點を補ふには、未だ自殺する程險惡ならざる時に、醫者の検査を受けたることある自殺者の多數を得ること必要なり、而して、此の目的に適當せるは、怪我によりて負傷したる人々なり、余はかくの如きもの四〇例を有す。
 次の表に見るが如く、四十人の災難中只だ二人のみ、怪我をせし後直ちに自殺を企て、失敗し、他のすべての者は一週間乃至十四年間の時日を隔て、自殺を企て、死亡せり。

第一表

| | |
|----------------|----|
| 負傷後直ちに自殺を企てしもの | 二人 |
| 同 壹週間後 同 | 三人 |
| 同 壹ヶ月後 同 | 五人 |

| | |
|--------------|----|
| 同 三ヶ月後 同 | 二人 |
| 同 六ヶ月後 同 | 二人 |
| 同 九ヶ月後 同 | 一人 |
| 同 一年後 同 | 四人 |
| 同 二年後 同 | 八人 |
| 同 三年後 同 | 五人 |
| 同 四年後 同 | 一人 |
| 同 五年後 同 | 一人 |
| 同 九年後 同 | 三人 |
| 同 十一年—十五年後 同 | 三人 |

第二表 年齢の關係

| | |
|-----------|-----|
| 二〇—二四歳のもの | 一人 |
| 二五—二九同 | 一人 |
| 三〇—三四同 | 一〇人 |
| 三五—三九同 | 五人 |
| 四〇—四四同 | 九人 |
| 四五—四九同 | 五人 |
| 五〇—五四同 | 二人 |

| | |
|--------|----|
| 五五—五九同 | 三人 |
| 六〇—六四同 | 一人 |
| 六五—七五同 | 二人 |

以上は過つて負傷せしもの故、三〇歳より四九歳迄のもの最多數にして、多くは労働者なりき。

第三表 自殺方法

| | |
|---------|-----|
| 縊 死 | 二三人 |
| 溺 死 | 八人 |
| 銃 死 | 三人 |
| 轢 死 | 一人 |
| 毒を仰ぎしもの | 二人 |
| 頸部切斷 | 二人 |
| 刺 傷 | 一人 |

モロー Moran は多少共、精神障碍のあるものは一種特別な方法にて自殺す、と言ふ、然れども是れ余の是認せざるところにして、余は氏の言ふが如く、特別な手段を用ひて自殺せしものは、只だ二例見たるのみ、即ち其一は鬱癡狂の初期の

患者が、剃刀を以つて數回に脊柱に達する迄も其の頸を切りて、死し、第二例は一精神障礙者が錆びたる小刀もて、四回其の腹を刺して多くの腸係縮を傷けたるを見たり。

他のすべての自殺者は皆通常ありふれたる方法にて、死亡せしものにして、其内にも余の見るところにては、最も多き方法は縊死 Erhängen にして、是れ自殺の決心をなせし時に、恰もそれに必要なる品(「ゾボン」吊「ハンカチ」革帶等)がその場に有り合せるがために外ならず、溺死(身投げ) Ertrinken は前以つて何等の準備を要せざるため是れ亦自殺者の多く採る方法の一つなり、而して銃器、適當なる刀劍或は毒藥は、それを豫め手に入れること、困難なるためあまり多く自殺者の採るところならず。
自殺方法を見て其者が如何なる精神状態にありしかを断定することを得るか。
多數の例に徴するに、自殺方法とその精神状態と

の間には、一定の關係あるは、何人と雖ども否定する能はざるところにして、一般に鬱憂狂者は全く無頓著にして、如何に慘酷なる手段の前にも僻易することなし。

自殺方法の亂暴が注目の價值あるが如くに、自殺を度々試みる其の頻度も大に注意を拂ふ價值あるものにして、余の一例にては、一鬱憂狂者が度々自殺を企て、失敗して、病院に收容せられ、其後も殆んど毎日窓外に飛ばんと試みしたため、一室に監禁して、二人の看護婦をして絶えず見張りせしめしに、遂に窓板を打ち折りて、其の硝子の破片にて動脈を傷けんとして、多數の傷を造りしも、果たさず、次には手に施せる繻帶の一片を解きて密かに寢臺布の下に隠し置き、看護婦の少しも心附かぬ様に、自ら頸を縊絞し、其後も約一ヶ月の間に確かに十五回自殺を企て、最後に死亡したり第二の有名なる例は、「ヒステリー」患者及び數多の變質者 Degenerier die に關せるものにして、

ステルツネルによれば、彼等が自殺を行ふ際には或る一種の發明力を顯はし、或は少くとも精巧なる戲曲的行動を試みたり、即ち彼れ等の殆んどすべてが、美しくして死すると言ふ考へを起し、それによりて自ら勵まされて、死するが如く思はると、ステルツネルの此の説は、多くの學者の首肯するところにして、一部の例には適合すること疑なきところなれども、是れが「ヒステリー」の一の絶對的特徴にはあらず。
第三例は偏熱狂者の多く採るところにして、即ち動脈を傷けて死亡せんと試みるものなり。

第一例

四十三歳 P

千九百五年正月參拾日右手中指の背部を挫傷し、その指の第二第三節間の關節露出し、右の第二指及第四指は小創を蒙りたり、而して露出せし關節内には、化膿性炎症起り、其の指の第二節より切斷を餘義なくせられたり。

同年四月三日再入院、四月末日に切斷瘻痕内に、化膿竈生じ切開せしが傷は全治したり、同年七月六日自殺し、その妻は遺族扶助金 Die Hinterbliebene、neunte を附與せんことを、請求したり、その手續中になされたる報告は次の如し

該自殺者は長時持續せし精神障礙あり、その親族等に彼れが深き憂鬱に沈めるものと思ひしが、最後の精神病の初期に關して、主治醫の報告せしところによれば、自殺する少し前に初めて愁然たる機嫌をあらはし、しばしば室内に沈鬱に靜坐して仕事をなさざりしことありき、尙自殺迄には三回の重き精神衝動起りたり、而して自殺は極めて突然なりき、即ち安樂椅子に腰を下して、その妻と談話しつつありしが、突然立ち上りて隣室に入り戸棚より剃刀を出して、前述の如く亂暴なる方法にて自殺を遂げたり、而して既に第一審に於て鑑定する必要起り、主治醫は鬱憂狂と主張し、遺族等は負傷後に起れる精神神經症 Psycho-neurose と見

做す可き精神障礙なる可しと、唱え會社は主治醫

の言を楯に取りて、金を渡すことを拒みしが、裁判官は指の切斷端に生じたる膿瘻が、彼れのため大なる苦痛なりしに相違なしと推定し、同人は永く病に悩みしため、それを甚しく懸念して、遂に憂鬱になりたりとして、扶助金を交付す可しと判決せり、而して會社は勿論、これに服せず、控訴せしため、遂にボン大學精神病「クリニーク」の高

等鑑定 von Oberstaedtgen を促すに至りぬ。是れに關して余は次の如く述べたり即ち
外傷性「ヒポコンデリー」或は「ヒステリー」としては、それ等の病氣に特有なる他の症候を缺けるを以つて、是れを否定す、同人は只だ負傷せし指及び右手の疼痛を訴へるのみなりき、若し他の症候がありしならば、それも同時に訴へたる筈なり、然るに彼れは少しも他の事に就きては訴へざりき。
又同人が永く病に罹りしため、甚しくそれを苦

にして憂鬱 die Schwermut となりしと言ふ裁判官の想像は、證人の口供に反對せり。

憂鬱狂的機嫌ありしと想像すれば、此の自殺の説明は最も簡單なり、此の想像には種々の根底を有す。

(I) 死者の姉妹の言によるに同人は以前にも既に暫くの間憂鬱性機嫌の状態を起したること二回ありき。

(II) 自殺の方法によつて見るも、憂鬱狂的機嫌ありし事を知る、人が剃刀を自殺に用ゐる事は確かに甚だ稀なることにして、殊に頭部の全組織を脊柱に達する迄も、切斷することは、更に一層稀なる事にして、假令その剃刀が甚だ鋭利なるものにて、是れは容易の事にあらず、且つ死を企つるには、強き克己を要するものにして、是れ事毎に死を欲するところの、憂鬱狂者にのみ、殆んど限れるものなり。

(四) 尙茲に注意す可きことは、彼れが全く突然に自殺の決心をなし、且つ決心するや否や直ちに實行せしことなり。

さてその報告に徴するに、負傷がその處置中、該患者の精神及び肉體の状態にはあまり大なる影響を及ぼさざりしを以つて見れば、負傷がその憂鬱状態の主因となりしとは思はれず、而してその憂鬱性氣分は死亡の一日前に初めて著明となりしものにして、當日患者は多くの不快なる出來事に遇ひそれが彼れの氣分に大なる影響を與へたることは證人の言によつて明なり。

さて本例に於て鑑別を要するところは、外傷性「ヒポコンデリー」なりしか、或は憂鬱狂なりしかを定むるにあり、一部の症狀（氣分の混濁、業能減弱等）はこの兩病の何れにも見るところなれども時間に限りある、沈鬱的狀態が突然に初まり、突然に進行せしこと及びそれと共に、自殺の方法が恐る可く慘酷なりしこと、自殺の實行が掠奪様な

りしこと等は、是れが「ヒポコンデリー」ならざりしことを示す、これ等の症狀が診斷の際に大に價値を有するものにして、鑑別の基礎となるものなれども、實際はすべての他の症狀を集めてそれ等を綜合し得たる時に初めて、價値あるものにして單に是れのみを以つては不十分なり。

さて自殺方法によつて、其の精神の如何なる状態に、ありしかを知ることは、一部價値あるものなれども、余は自己の経験及び他の研究家の報告に徴して、是れが絶対的の價値あるものとは信ぜず。(未完)

視察紀行(承第二十七卷第八號)

磯堂

車を捨て、寶珠院と門牌ある寺門を入れば左側に瀟洒たる新しき一構あり是れなん新に建築せられたる堺免因保護會(改稱實)なり玄關に入り請せらるるまゝ奥に通れば既に來賓の多數は參集せるか如

く見受けらる大阪よりは杉野典獄を始め高安教誨師堀川分監長篠田典獄補等皆來會せらる式の初らぬ中にて起て室内を一覽するに玄關を入りて事務室あり來客室あり被保護者の居室としては三疊敷三室あり保護主任居室の外炊事場浴場ありて少ないながらも能く完備せりと覺へり敷地は六拾坪官有地にて滿十ヶ年無料拜借の許可を得建物總坪數は三十九坪七合二夕此建築費一千七百餘圓なりと最初寶珠園と改稱せしことを聞たるときは其名の餘りに美にして保護會には似付かぬ様に思ひたれども其所在の寶珠院内に有るの故を以て斯くは改稱せしものか杯と獨り合點を極む頓て開場式を開始せらる或は司會者幹事桑山完成氏の簡潔なる開會の辭を以て始まり副園長典獄補兒島三郎氏新築工事の經過並に保護成績に就ての報告あり次に園長堺市長熊野秀之輔氏より建築費寄附募集に盡力せられし篤志家拾數氏に對し感謝狀を交付せらる余は中央保護會の代表者として祝辭的演説を爲し

授産院幹事某氏夫妻の事を耳にしたる余が此地に來り殆んど又同一の事實を聽得たるは余の最も愉快とせし所なりき其れより余は濱寺の旅館に投せん爲め挨拶もそこそこにして寶珠園を辭せり將に門を出んとせし時此寺は維新前土佐の志士が佛人の不法を懲らさんとして砲撃し幕府の忌諱に觸れて割腹したる十七士の墳墓ありと聞き踵を回して參拜し尙院主の厚意に因りて其遺物の拜觀を爲すを得たり高安教誨師兒島典獄補外數氏も共に濱寺に行かんと謂はる再三之を辭退すれども聽かれず遂に相携へて電車に投ず電車の馳駈すること疾風の如し此間の電車は特に迅速なるを覺ゆ約二十分時にして降車し白砂青松の間を歩し一カ樓に入れり余が陣取りたる室は海面に臨める三階建の上層兩室にして全灣の光景一眸の下に集り眺望絶佳なり欄に寄りて起ては海風樓に滿ち涼味衣袂を洗ふ眞に前日來の暑熱を一時に拂ひ去れるの感あり此地は有名なる海水浴場にて浴客の來遊するもの甚

尋で杉野典獄の祝辭朗讀堺本派本願寺別院輪番代理辻本相照氏の祝辭的演説並に大阪監獄堀川分監勤務看守長竹村兼吉氏の經驗談あり最後に幹事梅泉元秀氏の叮嚀なる挨拶に依り式は全く終了せらる時に午前十一時なりき其れより來賓一同に對しては茶菓を饗應せられ尙玄關前に摸擬水店を設け就て隨意に渴を慰するを得せしめたるは時節柄好き趣向なりと謂ふべし又竹村看守長の談話は専ら氏の經驗其儘を披瀝せられたるものとて聽くべき節殊に多かりしも就中保護會に於て一旦世話を受けたるものが累ねて犯罪を行ふたる場合に就て調査するに大抵輕微のものにして大罪を犯したるもの氏の經驗にては殆んど之れ無しと陳られたるは余等の未だ心付かざりし所にて實に味ふべきことならんと思へり其他來賓の一人は余の爲に語るに幹事梅泉元秀氏の保護事業に熱心忠實なるは勿論同氏の夫人が能く斯業の趣味を解し懇切に被保護人の爲に盡力せらるゝ事を以てせらる先日三重縣

だ夥し然るに余の如き一窮措大にして斯る最良の室を占據することを得たるは余を知れるもの異とする所なるべきも熊野市長の斡旋に依りて樓主が特に余に割愛したるもの、由茲に熊野氏に對し感謝の意を表す。

堺より同行したる高安兒島の諸氏と午餐を共にし風景を賞しつゝ談笑すること少時忽ち堺分監より電話來り大阪監獄失火あり建物一棟を焼失し直に鎮火せりと傳ふ一座相見て愕然たりしも鎮火と聞きて大に安堵せり暫くして大阪の諸君は失火の事の心に懸るにや打揃ふて歸途に就かる炎天なればとて、留めんかと思ひたれども職務に忠實なる諸氏の胸中を察し翌日の會見を約して袂を分てり跡は兒島氏と余とのみなれば寶珠園を始め堺地方に於ける免因保護事業發展策に就き意見を交換し時の移るをも知らざりしが何時の間にや斜日室を侵し海風風ぎて炎熱又甚し兒島氏曰はく此地方一帶に夕風あり午後五時より十一時頃に至るまでは

全く風無くして眠るべからざること毎夜の如くなくりと困て以爲らく西洋人は避暑は海濱の地を擇び避暑は高山幽林を擇ぶと聞きしが是れ甚だ理ありと覺ゆ而して我邦人は大概之に反し夏季海濱に水浴を試むる者多し而して高山幽林の地に至ては文人墨客の外は冬夏とも此に遊ぶもの甚稀なりとす而して余の如きも半日の閑を偷んで涼を此に求めんとしたるの失策たるを自覺せざるを得ず兒島氏去りて後起ちて遙に望めば暮色蒼然たらんとし海上波穩に水油の如く無數の眞帆船の所々に點綴せるは白鷗の波に蕩ふに似たり頼山陽の詩に遠帆如坐白帆行の眞に妙なるを覺ゆ此地は余が往年浪華在任の際曾遊せるの地なれば晚餐後松間に涼を逐ふも一興ならんと思ひたれども一醉陶然たるの時身體疲れて恰も泥の如し止むこと得ず寢に就く時に夜熱蒸々として當るべからざりしも疲勞せる身には其れさへ覺えずして忽ち熟睡に入り夢は東都の空に飛べり而して目醒し頃は翌二十日日出三

竿の頃なりき朝餐後旅館の支拂等を終へ樓婢等に送られ濱寺停留場に出て電車にて堺市に至り分監に兒島典獄補を訪ふ兒島氏既に出勤して余の至るを待てりと云ふ蓋し前日氏に約せし所あるに因る大阪に赴くの都合あればとて休息の暇も無く直に兒島典獄補の案内に依り構内各所を巡覽す監獄工場の整秩四人作業に勤勉せるの狀一見して其監督の周到なるを想見するに足る氏着任以來一年有餘獄務の改善せられしもの尠からざる由なるか就中作業の督勵と免囚保護の成績とは其進歩の著しきものあるを見たり杉野典獄監督指導の宜しきを得たるは勿論なれども抑又兒島氏精勵の功多きに因らずんばあらず近來各監獄共に獄務の改善は謂ふ迄も無く免囚保護の事に至るまで孜孜として銳意努力せらるゝを見るは慶賀に堪へざるなり午前十時分監を辭し電車にて浪華に赴く兒島典獄補も火災見舞として大阪監獄に出頭せんとして同乗せらる難波停留場に着するや直に市内電車に乗替へて梅

田に出て直に大阪監獄に到り杉野典獄に面會し火災の見舞を述べ典獄は樓上の典獄室より火災の場所を瞰下し指して罹災當時の狀況並に損害の程度等を語るる兎も角大事に至らざりしは先づ結構と申すの外はあらず午後に至りて大阪佛敎和衷會幹部の諸氏に會見し同會の近狀を聴取し其發展の迅速にして着々成效に近きものあるを祝し相共に欣然たり尋て今後の發展策に就ての意見を問ひ余の愚見をも説きて協議する所あり兒島典獄補と共に和衷會幹事小山孟氏の案内に因り和衷會を北區本庄黒崎町に訪ひ保護の實況を視察す此日直接被保護人二十八名なるが内二十七名は附近の工場に通勤し他一名は前日收容せしものにて未だ就業の口を得ず現在の被保護人は行狀悪しからず職業にも可なり勉勵しあり大概其成績良好なりと云ふ最初は何れの工場にも出獄人と聞きては嫌忌せしも塙主又は工場長等に説きて其同情と援助を求めたるに免囚保護の何物たることを解するに従ひ頗る

好意を以て迎ふる傾向を生し現今此方面に於ける就業は殆んど困難を感せざるに至る府知事の同情をも仰ぎて府の土木工事に使用せらるゝことこの許可を得被保護者の中六名は其方に備れ中なりとか目下保護主任として専ら會務に執掌せるは幹事小山孟氏にて外に僧侶某氏の補助として事務に従事しつゝあるを見たり小山氏の談に本年三四月以降は多少の新陳代謝はあれども常に二十五六名乃至三十名以上を收容し居り此外間接保護中の者は現在百數十名ありされども斯る大都會の事とて轉轍居所を替ふるもの多く從て之れか訪問には迷惑を感ずる場合尠からずと其勞苦眞に察するに餘り有りと思へり然れども余が客年十二月同會を訪問したる當時を回想し之を今日に比較すれば其急速の進歩眞に驚くべきものなしとせず畢竟幹部諸氏の熱誠と監獄當局の援助其宜しきを得たるに依らずんばあざらんか。

寄書

不良少年に對する刑事

政策 (承第二十七卷第七號)

日本犯罪學會々員 澤田順次郎

○第七 外界の境遇

一 生ひ育ちと感化

世には偶發性として、出來心に竊盜を働く者が多くある様に言ふ者があるけれども、犯罪者は決して偶然に生ずるものでない。必ずや其の依て來たる所の原因があつて存するのである。これを言い換へると、犯罪者は遠く幼時の際に胚胎成長して初めて現はるのである。例へば小兒を放任してこれを教育も、保護も加へざる時は、忽ち周圍の境遇に感化して、不良者は益々不良へ、善良なる稟性のものでも、或る程度までは惡變するに至るこ

と事實の證するところである。

とて感化 Influence. とは何ういふことであるかといふに、周圍の境遇に應じて、其の風習に浸潤することの謂ひである。孔子の謂ゆる朱に交れば赤くなる喩への如く、惡友に交る時は其の惡感化を受け、善良なる友に交はる時は、これ又其の良感化を受くること、自然の然らしむる所である。而して其の感化するや、知らず識らずの間に行はるゝものであつて、其の惡風が一種の習癖となる時は矯正すること困難である。

吾人の周圍には素より善良なるものもあるけれども、兎角世の中はシルレン氏の言ふ如く、色と慾とのかけ持ちで、人の集まるどころ、不善を爲すものが多いので、社會には一種の俗惡なる空氣が漂ふて人を誘惑せんとするのである。社會の惡風潮 Bad Tendency といふものこれである。

外界の境遇から生ずる感化の主なるものに、次の三種ある。

- 一 朋友
- 二 社會の誘惑物
- 三 學校

これから章を改めて説述するであらう。良友と惡友との區別は容易につかぬが、己れの意を迎ふること巧で、酒食に導びく者は、すべて惡友と心得てよからう。これを詳密にあらはすと次ぎの如くである。

- 一 大酒する者
- 二 懶惰にして勉強せぬ者
- 三 故なく學校を缺席すること屢々なる者
- 四 遊里に足を入るる者
- 五 手癖の悪しき者
- 六 虚言を吐く者
- 七 驕奢を好む者
- 八 傲慢で人を侮蔑する性質の者
- 九 猜疑心の深い者
- 十 喧噪して心の落着かざる者

- 十一 殘忍粗暴なる者
- 十二 弱い者を虐ぐる者
- 十三 婦人の跡を追ふ者
- 十四 興業物を好み屢々出入する者
- 十五 小兒を騙して物品を持ち來らしむる者
- 十六 小兒を使喚して、他の小兒を苛める者
- 十七 動物を虐待する者

大要右の如き性質を有し、随つてこれを動作の上にはあらはすものは、不良少年と看做して誤りなきことは既に述べた如くであるが、若し斯る人を友として交際すれば、其の惡感化を被つて、何時しか不良の徒となること疑ひなしだ。

不良少年の中には、團體を造つて不良行爲を逞しくする者が多い。謂ゆる不良少年團で、都下に其の數多くある。彼等の良家の子弟に對する手段は其の學校よりの歸路を要し、或ひは散歩の機を窺ひて、これを誘ひ、或ひはこれを脅迫して、目的を達するのである。

三 社會の誘惑と少年犯罪との關係

不良少年團の誘惑又は恐喝は、前文の如くであるが、茲に不良少年團の外に、廣き意味に於ける社會の誘惑がある。これは主として少年の色慾、又は好奇心を挑發して、これを其の目的なる方面に誘はんとするのである。

少年犯罪の基は、食慾、體慾及び性慾の三者で竊盜、詐欺、放火、姦淫等の如き犯罪は、みなこれより生ずるのである。此の三つの慾は本能で、幼少時代から存するので、先づ食いたい、見たい、聞きたいに關する智識が開け、次に色慾に關する心が動くのである。それで少年犯罪には、犯罪としては頗る大なるものがあるけれども、其の動機は輕少で、食慾、體慾若しくは色慾より誘はることが多い。

是れに依り社會の誘惑は、多種多様で、枚擧に遑ないが、これを大別する時は、食ふ物、着る物、聽く物、及び見るもの、同種とすることが出来る

而してこれを配するに色慾を以てして、人間の劣情を挑發せんとするのは、現今の社會である。斯くの如くして少年は其の耳、目、鼻、及び口腹の慾に驅られて、何時しか其の罪を犯すに至るのである。試みにこれら誘惑物の種類を列擧すると、次の如くなる。

一 娛樂を主とするもの

- 1 活動寫眞
 - 2 演劇
 - 3 寄席
 - 4 寫眞屋
 - 5 新聞縦覽所等の類
- 二 遊興を目的とするもの
- 1 遊廊
 - 2 待合
 - 3 料理店
 - 4 飲食店
 - 5 銘酒店

五 出版物に依りて娛樂を與ふるもの

- 1 小説
- 2 稗史
- 3 狂詩歌
- 4 繪畫
- 5 繪端書

右の外尙數多あるけれども、詮する所は、人の好奇心に投じて、これを吸引せんとするのである活動寫眞を首とし、其の他の興業物はみな一種の商業であつて、個人としては生活を維持するに、缺くべからざるものであるけれども、若しも徳義に反して、觀者の劣等心を挑發するを目的とする時は、少年の薄弱なる頭腦を刺戟して、恐るべき結果を生ずるのである。それで斯くの如き興業物に對しては、嚴重なる制裁を加ふると同時に、少年を戒飭してこれに近よらしめぬ様にすることが肝要である。

四 活動寫眞

三 身體の休養を目的とするもの

- 6 ビーヤホール
- 7 ミルクホール等の類
- 1 宿屋
- 2 下宿屋
- 3 木賃宿
- 4 湯屋
- 5 温泉場
- 6 海水浴場
- 7 公園
- 8 綠地

四 集會して娛樂を事とするもの

- 1 舞踏會
- 2 音樂會
- 3 骨牌會
- 4 鎮守祭
- 5 盆踊
- 6 謠祠

娛樂は腦の營養であつて、これを缺く時は精神は餓へて、無趣味の人となることは、事々しくいふまでもない。けれども不良なる娛樂は腦に悪しき印象を留めて、恐るべき結果を生ずること、こゝれまた多言を要せざる所である。

活動寫眞を一概に害ありといふではないけれども、其の非教育的なるものは、少年を毒害すること甚だ大なることを恐るゝのである。當だ少年のみならず、大人に於ても活動寫眞を見て、氣の變になれる者、或ひは罪惡の映畫に依つて、大罪を犯したものの例もある。

それでアルベルト、ヘルウキツヒ氏は、活動寫眞と犯罪との關係を調査して、其の犯罪を次の三種に區分した。

第一種 常設活動館の場内の暗黒なると、男女の混在するに依る猥褻犯罪。

第二種 活動寫眞を見物せんと欲する慾望の爲に、殊に小供の金錢持出し及び強情。

害がある。文明諸國では死刑は係官の外、何人にも見せぬが、支那では今尙公開主義で以て、死刑を十字街の如き、最も往來の繁き所で行ふといふ野蠻を呈して居る。

これは餘事であるが、活動寫眞は實驗することを得ざる、種々の險惡なる狀況を、而かも容易に出來得る様に仕込で見せるので、これが一種の暗示となつて、思想の不健全なる者に、深き感動を與へ、其の結果不測の害を醸すに至るのである。

如上の下女が其の主人を毒殺したのも、死刑を見て殺人罪を犯したのも、動機は同一で、一の暗示である或る地方で調査した幼年囚の原因に依ると百人中六十五人までは、活動寫眞其の他の見せ物を好んで、頻繁に出入したのなりといふことである。映畫の選擇に注意せざるべからざるは、此の一事でも了知することが出来る。

一時ジゴマの流行せる頃は、到る所にジゴマを模倣して、遊戯にもこれを倣ふ者多かつたが、こ

第三種 險惡なる若しくは猥褻なる映畫の影響感化に依つて行はるゝ犯罪。

右の内最も危險なものは、第三種で險惡或ひは猥褻なる映畫は、觀者に暗示を與ふること多くある。其の實例としてヘルウキツヒ氏は、某家の下女が、

「毒を盛れる中食」

なる映畫を見て、遂に己が主人を毒殺したといふことである。けれどもこれは證據不十分で放免されたといふ。

又暗示から模倣性を惹き起した例は數多ある中に、奥國で次ぎの様なる事件が起つた。

それは或る夫殺しの女が、斬刑に處せらるゝ時に、これを見物して居た一人の女が、其の夫殺女の大膽なる行動に動かされてか、かねて情を通じ居たる男と謀し合せて、歸宅後其の夫を殺したことである。箇様に暗示は恐るべきもので、死刑を世の見せしめしとあつて、公衆に見せるのは甚だ

れ等非教育的映畫は、悉く警視廳の禁止する所となつて、強盜、殺人などの映畫は、跡を絶ちたる代りに、近來は戀愛的映畫は盛んとなつた。これ又閑過すべからざる問題でないか。

特に吾人の憂ふる所のものは、西洋男女の狀態で、握手は物かは、抱合ひ、接吻を常のこととして、公然耻づるところのないのは、國風の然らむる所とはいへ、我が國の家庭には、如何にも見苦しく、親子、兄弟顔を揃へて、見るに堪えざるものが多い。

斯る映畫に對する我が少年の感想は、果して如何なるものであらうか。これを又西洋風として歡迎する者もあるけれども、西洋風必ずしも我が國に適するものと謂ふべからず。青年男女の抱き着き接吻の如きは、性交の初歩で、一步を進めば性交となるのである。西洋にては抱き合、接吻を世の常として毫も怪しむものなければ、男女の握手さへも危険とする我が國にて、若き男女が互に接

吻を交換するならば、其の結果や果して如何あるべきや。これ識者を待つて後に知るところではな

い。
公衆の目前で、男女の交接を憚るものとすれば、接吻も亦人目を憚るものと謂はなければならぬ、若し又謠事を猥褻なるものとすれば、接吻も亦猥褻なるもの、爲さなくてはならぬ。斯る醜體をも憚らず、公然我が國の家庭に吹き込むは、果して害なきものによ、予輩は其の少年男女を誤るの基ひなることを知る。此の種の映畫は、斷然これを排斥しなくてはならぬ。

次ぎに活動寫眞の產出する、犯罪豫防の手段として、次ぎの事實に注意すること肝要である。

一 館内は映寫中と雖も、成るべく明かに照らすこと。

二 男女の席を區別すること

三 猥褻、險惡なる映畫は、これを嚴禁すること。

スタル制を參酌して立案せられたるものなりと傳聞するも之れが實施の結果既に其改正すべき點を認め爾來案を具すること再次尙研究の餘地あるべきを信じ居りしが偶、去る六月監獄協會に於て谷田監獄局長閣下の獨逸に於ける最初の未成年監たるウキットリッヒ幼年監に就て詳細なる講演を拜聽するに及びて彼之相對比し深く同監に於ける階級累進制の完全にして而かも施行上の簡易なること、之れに依りて獎勵の目的を十分に達せらるべきを讚歎せざるべからざるに至れり茲に到りて痛く當分監の及ばざること甚だ遠くして研究の足らざりしを耻ぢたるは勿論當分監の母法とも云ふべき英國式階級制の效果も亦十分なりと云ふべからざるを知れり

蓋し我が邦に於ける階級制と稱するものは嘗て一時京阪及び名古屋地方の監獄が作業督勵の一手段として採用せし名詞たりしことありしと雖も所謂執行に階級を設けたる制度の新しき試みは今日に

最も善良なる策としては、少年者に對しては特に適當なる映畫を選んで、一週一二回午後に於いて、無料觀覽せしむる等の方法である。尙當局者に於いては、教育的又は學術的活動寫眞會協會を常設して、これを教育に應用すること極めて必要である。(未完)

英國式階級處遇制と獨逸ウ井ツリッヒ幼年監の階級累進制に就て

黒田源太郎

第一 緒言

予は大正二年五月より小田原分監少年受刑者に對して前任者が大正二年一月一日より試みに實施せる階級處遇規程を繼承し茲に一年餘を経過せり抑本規程は英國の囚人分類並階級處遇制其他ボル

於て當分監あるのみなるも將來獨逸式階級累進制を模範とせる階級處遇制は我が邦監獄に於て其實現を見んこと必ず多數なるべしと信するに仍り此機會に於て當分監の階級處遇制と獨逸式階級累進制との梗概を列擧し併せて當分監の成績を報告するは職を司獄に奉ずる者の一義務にして敢て無益の業ならざるべし以下順を追ふて述ぶる處あらんとす。

第二 小田原分監階級處遇制とウキットリッヒ幼年監階級累進制の梗概

一 小田原分監

(一) 進級は作業の成績を基本とせる點數制にして一日の科程を了する者は六點科程七分以上の者は五點科程七分未滿の者は四點を得ること、し懲罰に處せられたる者は此内より其種類と輕重に仍りて一定の點數を抹消するの外制止的の操行不良なる者も一點宛抹消し尙行狀尤も不良

の者あらば級を降下するの規定にして一級の期間六ヶ月凡そ千九十五點を得るにあらざれば進級することを得ず點數は之を點數票に記入して本人に携有せしむるものとせり。

(二) 拘禁は特別級及び第一級乃至第四級とし其期間は第四級乃至第二級は各六ヶ月第一級は一ケ年とす尙犯數犯狀性格に依りて横に甲乙丙の三組に分類せり而して第四級に於て最初二ヶ月乃至四ヶ月獨居に附し其後は直ちに雜居に移すものとす。

(三) 作業賞與金、作業の賦課(例へば第四級には炊夫掃除夫を指定せざるが如し)、安座時間、入浴度數、看讀書籍の冊數は級と組とに依りて夫々等差あり。

(四) 糧食中副食物は第四級に在る者は總て汁漬物及び鹽の外給與せず第三級以上に於て副食物給與度數に等差あり。

(五) 被服は級及び組に仍りて區別なきも一定の

徽章を胸間に附着せしめて級と組とを區別せり。

(六) 其他第一級及び特別級に進まば飲料として茶の給與、書籍の購入、書信の封筒使用、筆紙墨の自辨許可、自由運動等を許可せられ賞遇は第二級に進まざれば爲さるることとせり。

二 ウキツトリッヒ幼年監

(一) 進級は行狀の良否に仍り其期間を伸縮し尙行狀不良なる者は級を降下し又は進級期日を延長することを得別に行狀不良と認むべき申告行爲(又は犯則行爲)を定め其輕重に依りて三種に區別し第一種は五日第二種は十日第三種は十五日進級期間を延長す。

(二) 拘禁は第一級乃至第三級とし第三級は嚴正獨居第二級は晝間雜居第一級は雜居とし第二級及び第三級は各期間を四ヶ月とす。

(三) 作業賞與金、看讀書籍の冊數、文具の給與は級に仍り等差あり。

(四) 糧食は第三級に追加食を許さず第二級及び第一級には追加食なるものを給與す。

(五) 被服は級に仍り區別あり第二級には右腕に三角の赤切を附着す。

(六) 其他第一級に於て花、畫像、鏡を以て房內を裝飾すること、規定外に運動及び講讀時間を與へ且つ本級に在る者に限り恩赦又は假出獄の申立を爲すこととせり。

第三 兩制度に對する批評

一 小田原分監

(一) 點數制は作業に偏重し第四級乃至第二級は各六ヶ月間に於て凡そ千九十五點第一級は一ケ年間に於て二千百九十點を得るを要する爲め偶一犯則行爲あり既得の點數を數點若は數十點を抹消せらるゝも長日月間に於て之を恢復すること難きにあらず況んや操行不良の爲め一點を抹消せらるゝが如きは所謂九牛の一毛に過ぎざるを以て痛痒相感せざる者あり加之入監後日尙淺

き者に對して習熟期間を與へず直に第一課程を了せしめんとするは過酷に失する嫌ありとす。又懲罰の種類と輕重に仍りて既得の點數を抹消する方法は穩當ならず何となれば懲罰の種類は判定者に依りて酌量加重其量定を増減し得るが故に時として公平を欠くことあり操行不良の報告の如きも監督者の寬嚴如何に依りて加減し得べき者なれば斯る懲罰の種類又は操行不良を標準とすること不可なりとす。

尙點數制は點數票記入整理の爲め非常の手續と專任の職員を要する損失あり。

(二) 階級に五段あり尙犯狀等に仍る組に三あり之が爲め多數の級と組を生じ別異上困難を感ずること大なり加之各階級の期限長きに失し特別級に進むには順當にして毎日既定の點數を得るとするも尙二ケ年半を経過せざるべからず況んや科程不了の爲め既定の點數を得る者少く一級を進むに早きは八ヶ月遅きは十ヶ月を要する者

あり所謂前途遠遠の感を懷き或は失望落膽の極自暴自棄に陥る者亦之れなしとせず試みに當分監に收容する少年受刑者の平均刑期を算出せしに一年二月内外なりしことあり由是觀之第一級以上は殆んど空文徒法に屬する感あり。

第四級各組にある獨居者は何れも其孤獨寂寞を好まず一日も早く雜居に移らんことを望まざる者なきも之れ點數と何等の關係なく甲組は二ヶ月乙組は三ヶ月丙組は四ヶ月さへ經過せば當然雜居に移さるゝなり況んや獨居房不足の爲め既定の期間を俟たずして雜居に移さるべからざる場合多ければ獨居期間と點數と連絡せしめざりしは一缺點なりとす。

第四級に在る者が第三級に早く進まんことを希望するは多く一週一回に給與せらるゝ煮菜を獲んが爲めに致々作業に勉勵し行狀の善良を保たんとするにあれども前に述べたるが如く作業に習熟せざる爲めに毎日得る處の點數少く遅々と

して進まざるを以て刑期一年位の者は第三級に進み間もなく釋放せらるゝ者多きを見る又刑期六七月未滿の者の如きは到底第三級に進むこと能はざるが故に階級處遇制に對する思念薄きも第四級に於ける獨居其他の處遇の嚴重なるには著しく其痛苦を感ずるもの多し尙夫れ以上長き者には行狀善良の持續と作業の督勵上多少の效果あること勿論なりとす試みに彼等の就業狀況を見れば其實を確むることを得べく彼等は何が故に斯くの如く勉勵せるやは一に進級の目的あるのみなり

拘禁の階級を獨居、晝間雜居、雜居となさず獨居、雜居の二となせるは獨居房不足の爲めなるは已むを得ざるに出でたりとするも晝間雜居の一階級を設けざりしは實に不便なりと云ふべし。

(三) 作業賞與金は監獄法の規定に譲り別に定むるを可となす何となれば計算歩合は科程の了否

を一條件とすればなり其他作業の賦課、安座時間入浴の度數、看讀書籍の冊數は適當の處遇なるべし。

(四) 糧食は第四級に在る者に對して副食物に煮菜を給與せざる方法に付賛否兩説あり予は反對論者なり。

(五) 被服に附する級と組を區別する徽章は其必要を認めず。

(六) 其他第一級以上に進まば茶の給與、書籍の購入、書信の封筒使用、筆紙墨の自辨許可の如き共に其必要なしと思料す。

二 ウキツトリッヒ幼年監

(一) 進級は行狀に重きを置き其良否に仍り期間を伸縮する方法は頗る簡易輕便にして彼の點數制の如き繁文と冗員を要せず誠に適當なる規程なり大に傲ふべき價値ありとす而して行狀不良と認むべき標準は犯則の種類を定めて其輕重を區別し彼の懲罰の種類を標準となせるに比し最

も公平にして犯則の檢舉さへあらば進級期日の延長免るゝこと能はざるなり併し乍ら他の在監者も之を申告することを得るの方法即ち他人の惡事を摘發する行爲は我が邦道徳上一の罪惡と認むるが故に之を採用すべからず尙犯則の種類も其内容に於て加除すべきもの若干あるを認むるも之れ民俗の相異なるに因るなり。

(二) 拘禁は第一級乃至第三級とし、第三級及び第二級の期間を短期に規定せるは獎勵上希望多からしめ大に宜し

(三) 作業賞與金、看讀書籍の冊數、文具の給與は彼の國監獄法規上適當なるべし。

(四) 追加食の給與は當分監の煮菜給與問題と相似たれども當分監は保健上必要なる物資を與へず彼は増菜の意味に於て第三級のみと與へざるが故に保健上害なかるべきも十八歳未滿又は二十一歳未滿の如き身體發育の旺盛なる時に當りて或は煮菜を給せず或は増加食に等差を設くる

ことあらば必ず不足を訴ふる者あると同時に他に飽食する者あるべし予は寧ろ全體に平等して彼等の保健上適當なる食糧(副食物)を給與するを必要なりと認むるを以て食慾を階級處遇の一犠牲に供するは賛成すること能はざるなり。

(五) (六) 被服其他房内の裝飾等は彼の國の法制及び民俗上勿論適當なる處遇方法なるべし。

第四 將來我邦幼年監に於て階級處遇制實施に對する予の希望

米國に於けるエルマイラ式萬國に於けるポルスタル式が其國の法制民俗に適應し効果あるが如くウキットリッヒ幼年監の階級制が將來全獨逸帝國の模範となり其効果の大なること勿論なるべし然りと雖も今之等の制度を其儘法制民俗の相異なる我邦に移さんか必ず其不備不便を感じ忽ち改正の必要を生ずるは言を俟たざるなり予は不完全乍らも當分監に於て一年以上試み得たる徑路に依りて此最新の模範監獄たるウキットリッヒ幼年監の階

級累進制を根據とし之に當分監にて試験的に施行せるもの、内繼續存在せしむべき事項を加へ左に將來我が邦幼年監に於て階級處遇制實施に對する予の希望を述べ以て先輩諸彦の示教を仰がんとす。

(一) 執行に三階級を設け獨居、晝間獨居、雜居とし第三級及び第二級の期間は初犯各三ヶ月累犯各四ヶ月と區別し其他の處遇は犯數に仍りて區別せず。

嚴正獨居は我が邦に於ける多くの監獄は構造上不備の點あり故に予は便宜上單に獨居と稱せんと欲す。

(二) 行狀の良否に仍り進級期間を伸縮し得る方法を採用し犯則行爲は官吏の報告のみに仍るものとす。

(三) 第一種乃至第三種の犯則行爲中加除訂正すべきもの若干あるを認む。

(四) 第三級に在る者にして一ヶ月内に三十日以

上延長せられたるもの及び第三種の犯則行爲ありたる者にして其情狀重きものに對し期間を延長する規定なきが如く思料せらる果して然らば既得の進級日數を抹消する規定を設くる必要なきか。

(五) 處遇の内容に於ては糧食、被服、作業賞與金の三項を削除し作業は階級に依り科程業と料定工鑄業の賦課を鹽梅すること、入浴度數、安座時間を加へ、看讀書籍の冊數、文具の給與其他の特典に二三の改正を加ふるを要す。

(六) 尙施行の場合は進級期間の伸縮は其都度本人に告知して彼の點數票に代ふること及び短刑期の者其他戒護上の必要ある者には本規程を適用せざる事とし帳簿としては進級期日異動表と級別名簿を作製せば事足るべし。

(七) 十八歳未満の受刑者に對し獨居期間中如何にせば監獄法第三十條に據る教育を施すことを得べきや之れは遺憾乍ら實際上未だ十分に研究

せられたるを聽かず此場合階級處遇制と共に決定すべき一問題なりとす。(丁)

七十五萬圓寄附事件に付き小

河博士の所説を聞て

藤井信悟

大正三年八月八日大阪府知事官邸に開催せられたる救濟事業研究会に於て「三井物産の七十五萬圓を免囚保護事業に寄附したる可否」てふ意味の論題を掲げて討議せり當時席末を穢したる吾輩は此問題の提出者たる小河滋次郎博士の所説を聽聞し不幸にして其説に賛同するを得ざるを遺憾とし席上一言を陳して辯難を試み置たるも、事國家社會の肝要問題の一たるを思ふや、茲に所懐を開陳し敢て再び博士の熟考を煩はし、進で讀者諸賢の批判を乞はんとす。

一 七十五萬圓の金額は果して増減するを可とすべきか

本問題の起點は七十五萬圓の金額にあるが如し若し百萬或は五十萬の金額なりせば今回の問題も出來せず頗る無難たるを得たらんとは、博士を始め一部の人の意見なるが如し、而して博士並に博士側の人は即ち曰はく三井家は軍艦金剛の口密錢として得たる、所謂不當の利得が端なく天下の知悉する所となるや、三井家は其地位と體面上止むを得ずして、遂に口密錢其儘の金額を免因保護事業の名の下に寄附申出たるものにして、是れやがて世人をして三井家の衷心を疑はしむるの根源を爲し、其を受納したる免因保護事業の神聖を穢し更に風教上寒心すべき惡影響を及ぼさずやと云ふにあり。是れ果して然るか吾輩は決して斯く之を思はざるなり三井家が此際に當り殊更に金額を増して百萬とし、或は減じて五十萬としたりとて、金額の多少の如きは道德的の眼孔より觀れば何等輕

重なきのみならず、斯くして寄附金が直接口密錢其物に非ざるを裝ふに於てこそ、其横著と不謹慎に對し之を責めて可なり、然るに既に赤裸々に口密錢の額其儘を提げて今回の舉に出たるこそ男らしうして其心事の淡泊なるを見るべし既に然る已上は、髮毛を數へて梳り、米粒を擇んで炊くが如き漫りに無用の言議を弄して、折角の進善的行爲を抑壓し、彼此の感情を疎隔せんよりは、寧ろ決斷心の速かにして且つ其當を得たるを賞賛するの勝れるを斷言せんとす。

一、獨り免因保護事業のみ、斯かる寄附を拒むべきものなるか、博士の説に依るに他の救濟事業ならば兎に角、免因保護事業は其性質としても斯かる不當の財を受くべきものに非ず、若し斯かる不當の財によりて免因者を精神的に感化せんとするものあらば、是れ木に縁て魚を求むるの愚と擇ぶ所なし、何となれば彼等が一度び受くる所の財物の不義のものたるを覺知せんか、何等感恩の念

を惹起せざるのみならず、自己の犯罪の是等に比して寧ろ微少なりしを誇るに至らんと、此説は恐らく世人の最も惑ひ易きものならんと思考するが故に、根元に溯りて口密錢其物に付て些か辯せざる可らず、這般三井物産より犯罪者を出したるは贈賄の行爲が刑法に觸れたる爲にして、縦令口口密錢と密接の關係あるにもせよ、口密錢其物が直ちに犯罪の行爲たるものに非ざるは明かなり、吾輩決して口密錢を奨勵するものならずと雖も、商人として何れの處にか全く口密錢無くして取引し得るものあらんや、唯其額の莫大なりしは、不當の利益を貪りたるものとの比難あるべきも故に直ちに此財を指して殆んど賊金と同一視するが如きは、所論餘りに酷に失するに云はんよりは寧ろ常識を逸するの嫌ありと謂ふべし。

凡そ社會的の事業たる其數頗る多し、孤兒院、養老院、無料宿泊所、晝間哺育所、不良少年感化、職業紹介、施療施藥或は癩病者收容、免因保護等數

へ來れば殆んど際限なかるべし、而して免因保護の一角司法省の所屬たる外、總て内務省の所管に屬すと雖も、是れ畢竟便宜上の分割にして、彼此の間特別の相違あるに非ず、炯眼を開いて之を察すれば、一切の社會的の事業には互に密接なる因果的關係の存するは容易に認め得べく、甲乙親和し丙丁抱合して始めて健全なる社會の發達を希望し得べし、故に問題の寄附金の如き社會事業の權威として受くべき性質のものに非ずとせば、本より一切の同事業に對して然るべく、獨り免因保護事業に對して是を否定し、其他の社會事業に對しては、場合により應諾するも可なりと云ふが如きは論理の一貫を缺くものにして頗る了解に苦む所なり。

一、免因保護は然く不必要なるか、

附 同事業には充分の準備金なし。

進で博士の所説を聞くに、免因保護には既に相應の準備金もあるのみならず、永き經驗に徴する

に、特に天下に號呼して世論を喚起する程免囚保護は重大なるものに非ず、司獄當局者が今少しく注意を致せば夫にて可なりと、是れ博士の言議として其甚だ怪訝の感に堪へざるなり博士は曩に司獄の任にあるや言論に著述に免囚保護の必要を縷説せられ特に其著書監獄學第四章に最も明確に之を詳載せるにあらずや苟も學者とし又た實驗家として其主義學説を變更せんこそば正々堂々たる論據なる可からず然るに博士は何等根底ある理由を説示せずして殆んど感情的に保護事業を否定し去らむとするは畢竟其位置の轉換によりて然かく學説に變更を來せしに非ずやとは世人の推測するところなり若し果して然りとせば頗る博士の爲めに遺憾とせざるを得ず、且つ此際特に一言すべきは我帝國は曩に畏くも 明治大帝の崩御に遭ひ、奉悼の涙未だ新らしくして重ねて近く 昭憲皇太后の御大喪の御事あり、皇恩は再度固圉の裡に降り、今や全國囚徒の九割は悉く減刑の恩典に浴す

と云ふ、豈無窮の聖恩に非ずや、依て政府は深く意を囚人と免囚者との上に注ぎ、當局大臣は屢ば各地方長官、及各宗派管長等に訓令を發して、保護事業の奨勵に努め以て天意に奉答せんとせるは本より然るべきなり、吾國民たるもの若し免囚保護事業の一事を等閑視せるものあらば此際大に其非を覺り、誠意該事業を翼賛せざるべからず。即ち今日の如きは免囚保護事業に取りては實に非常の時期なり、非常の時期には非常の努力と非常の經費とを要するは論を俟たず、吾輩不幸にして未だ當務の局に然る財力の餘裕と、事業の不要説あるを聞かず。

一、總ての社會事業に果して理想的偉人ありや。最後に博士は喝破して謂らく凡べて社會事業の成否は其關係者の人格如何に歸す、財や物や假令性質の不淨なるものと雖も、人格に依て清淨化するれば可なり、と云ふもの有りど雖ども、然る人物が免囚保護事業者間に存在するや此博士の所論

に對しては、殘念ながら吾輩皆悉く然りと確答すること能はず、されども其人物に乏しきは獨り免囚保護事業のみには非るべし、借問す何れの救濟事業にか斯かる理想的人を見出し得べきや、思想堅實にして學徳高く所説一貫して終始渝らず所謂富貴も淫する能はず貧賤も移す能はず威武も屈する能はざる底の大見識ありて而かも濟世救民の爲めには自己の位地と利益とを犠牲にし區々たる差別の偏執を離れて國家社會に盡すの雅量ありて甫めて此種の事業を成就することを得べし余輩斯の如きの偉人を望むや切なり蓋し博士も同感ならん。

一、結論

且夫れ事の大體より觀察すれば三井家は自由意思によつて、既に之を免囚保護事業の資として捐出し、當事者亦其意を諒として是を納め、授受此處に終つて直ちに財團法人を組織し、司法大臣を總裁とし、同次官を會長とし、其他各種の役員任

命し、中央に理想に近きものが設立せられたる已上、斯道の爲に最善の方法を取られ運用過まるなく以て有終の美果を收めん事を當局に切に期待すると共に、吾輩又敢て微力の限りを盡して斯道發展の任に當り、以て皇恩の萬一に報せんとするあるのみ、區々偏執の見に拘して公利公益を顧みざるが如きは吾輩の取らざる所なり。

屏禁罰と運動

東 三 郎

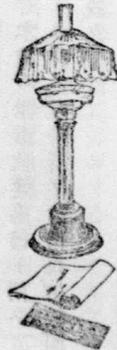
近時各控訴院管内に於ける各監獄の聯合會議ありて諸般の事務に就き打合を爲し其取扱を統一せしめつゝありて昔日の如く各監獄其取扱を異にする事少し突然れども猶ほ其取扱が同一ならざる可らざる事柄に就て一致を缺くものあり本問題の如き其一なり即ち或る監獄にては屏禁罰に併科の申渡なきも當然屏禁罰の結果として運動を停止し居

るあり或る監獄にては併科の申渡なき時は運動せしめつゝあり猶ほ又た他の監獄にては重屏禁罰の場合には併科の申渡なきも當然一の結果として運動を停止し輕屏禁罰の場合には併科の申渡なき時は運動せしめつゝあり元來懲罰の如きは監獄法に規定ありて典獄の自由裁量に依て其執行方法を異にすべきものにあらず必ず各監獄其執行方法を一にせざる可らざるものなり然かも猶ほ之を異にするは其解釋の一致せざるが故ならん乎今法規を案するに監獄法第三十八條に曰く「在監者には其健康を保つに必要なる運動を爲さしむ」と監獄法施行規則第六六條に曰く「在監者には雨天の外毎日三十分以内戶外に運動を爲さしむ可し云々前項の運動時間は獨居拘禁に付せられたる者に限り一時間以内に伸長することを得」とあり此兩條は併科の申渡なき限り屏禁罰に運動を爲さしむる可しと云ふ主義者の依て以て論根とする所にして運動は在監者一同に與へられたるものにして之を停止せん

とせば監獄法第六十條八項の如き法條を俟たざる可らずして屏禁罰と雖も停止的の法文なき限り之を停止するは不法なりと然れども詳細に兩條を考察すれば屏禁罰の場合には斯く論決を與ふ可きものにあらずして返て反對の論決を得るが如し兩條に在監者とあるを以て一見凡て在監者は運動を許さるゝの權利を有するものゝ如く見ゆるも元來兩條は在監者と云ひて概括的の法文にして屏禁罰のものは之れに包括せざるものと解す可きものなり監獄法第六十一條末項に「屏禁は受罰者を罰室内に晝夜屏居せしめ」云々とあり假令三十分時なりと雖も之を罰室外に出でしめ運動せしむる事ありとせんか則ち屏禁罰の要素を缺くの處ありと云ふ可し監獄法施行規則第六十條二項に「戶外運動の停止減食又は屏禁に處せられたる者に付ては監獄醫をして本人を診断せしめ其保健に害なしと認めたるときに非ざれば懲罰を執行することを得ず」とありて其健康に害なしと認めて然る後罰室

内に屏居せしむるものなれば監獄法第三十八條に反せざるものと云ふ可し何となれば運動は保健上之を許すものにして已に監獄醫に於て保健上差支なしと認め罰室内に屏居せしむるものなれば運動せしめざるも敢て法條に牴觸する事なしと云ふべきなり況んや監獄法施行規則第六十一條に減食又は屏禁執行中に在る者は監獄醫をして時々其健康を診断せしむ可し」とあり則ち罰室内に屏居せしめ之を戶外に出さしめざるに付き殊に本條を設け監獄醫をして診断せしむるものにして屏禁罰に運動を許し獨居拘禁者と同一にせば何ぞ殊更に本條を設くるの必要あらんや若し強て運動を許すとせば獨居拘禁と異なるは只に賞與金を計算するに否にありて懲罰として殊に屏禁罰を設くるの必要なきに至る可し然り而して重屏禁罰の場合と輕屏禁罰の場合とに從ひ運動を許否するは何等の據る可き理由あるや了解に苦む所なり監獄法上重屏禁罰と輕屏禁罰の異なるは罰室を暗くし臥具を禁す

ると否とにありて其以外何等異なる所なしと云ふ可し要するに一は期間長く一は期間短きを以て典獄の自由裁量に依る執行方法なる可し已に前述せし如く懲罰の執行方法等の如きは典獄の自由裁量に委すべきものにあらず法規の命する所に依り之を執行せざる可らざる處換言すれば同一の法規の下にある各監獄は其執行方法を同一にせざる可らざるものと思考す敢て愚見を記し監獄局の認むる貴會の御意見を求む。



保 護

津市救護協會の設立

三重縣津市には三重縣授業院ありて出獄人保護に從事し官民諸氏の斡旋に依り近來に至り稍發展の運に向ひつゝあることは豫て聞知する所なるが今同司法官辯護士其他市内有力者拾數氏の發起に依り津市救護協會なるものを設置し出獄人の保護は勿論起訴猶豫者行刑猶豫者等をも救護するの目的なりと同會は客月二十八日先づ評議員會を開き三十日には基督三派佛敎團體神道の各團體及各官公衙吏員を網羅せる一大會同を催し救護の方針等を確定し將來に一大發展を期せんとするにある由三重縣授業院と相待て斯業の爲に活動せらるゝや勿論の事なるべし今其會則を得たれば左に之を掲ぐ。

津市救護協會々則

第一條 本會ハ津市在住ノ起訴猶豫者行刑猶豫者出獄者其他救護ノ必要アリト認めル者ヲ救護スルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ津市救護協會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ヲ津市東檢校町岩崎義憲方ニ置ク

第四條 被護者並ニ救護ノ方法ハ評議員ノ評決ニ依ル 但金品ニ依ル救護ハ成ルベク避ク可キモノトス其他本會重要ノ事務ハ評議員ノ評決ヲ經テ之ヲ行フ

第五條 本會ノ事務ヲ處理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク 但役員ノ任期ハ一ケ年トス

一會 長 一名

二副會長 一名

三評議員 五名

第六條 會長ハ會員ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム其他ノ役員ハ會長ノ指名ニ依ル但會長副會長ハ當然評議員タルベキモノトス

は上益城郡福田村壽徳寺住職河邊南涯氏を推薦し顧問には木下郡長を始め數名あり何れも地方の有力家なりと

鹿兒島縣保護協會の設立

同縣下保護機關たる鹿兒島縣免囚保護會は去明治三十二年六月の創立に係り爾來十六年餘拮据斯業の經營に努め其効績又見るべきものありしが今回一層斯業の擴張發展を圖る必要を認め同縣官民有志等相謀りて去る七月十三日鹿兒島縣保護協會なるものを設立し後來の免囚保護會を之に合併し引續き斯業の經營に從事することゝなれり尙縣下各郡市には支會を設け同協會統一の下に氣脈を通し本支相俟て之が發展を期する筈にして事務所は從來の通り同市草牟田町四四六五番地に之を置き會長は高田直吉氏新に其任に就けりと云ふ。

保

熊本自營協會木山支部

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ處理ス副會長ハ會長ヲ補佐シ評議員ハ會長ノ諮問事項ヲ評決ス

第八條 本會ノ費用及救護費用ハ會員其他ノ寄附ニ依ル金品ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 本會ノ役員ハ總テ無報酬トス

熊本自營協會は免囚保護事業を同縣下全般に普及せしむるを以て目的として起り熊本市を中心として各地に支部を設置しつゝあるは兼て傳聞せし所なるか今同上益城郡木山警察分署管内を一圓とし各佛敎各宗寺院住職並に篤志者を以て木山支部を設立し間接保護に從事する趣典獄より其筋へ報告ありたり今其會則を通覽するに大體に於て他の此種の保護會と異なる點なれども管内全體を七區に別ち各區に保護委員一名乃至二名を置き寺院の住職之に當り保護の周到を期するにあり支部長

福島縣東白川郡佛教慈悲善會の御追悼法會と臨時總會

福島縣東白川郡佛教慈悲善會に於ては七月三十日は畏れ多くも明治天皇御三年忌に相當するを以て同日を期し御追悼法會を奉修し旁臨時總會を開催することとなり同日午前十時より同會事務所たる棚倉町蓮家寺に於て莊嚴なる御追悼法會を奉修し引繼ぎ慈善事業講演會及び臨時總會等を開催せり今其概況を摘記せんに祭場正面には御尊牌を奉安して莊嚴し鈴木會長導師にて各寺院住職出仕し極めて莊重なる御法要を講し一同の焼香終りて全く奉修を告げたるは午後二時三十分なりき次で感化救濟慈善事業講演會を開催し鈴木會長開會の挨拶に踵で淺沼白河分監長は極めて謹嚴なる態度を以て登壇し先帝陛下の御遺徳を頌し奉り一轉して現今の社會事業中免因保護事業の最も急務なる所以を痛論し參會者の注意を喚起して降壇するや

武田教誨師起て「佛教と社會專業」と題し佛教の沿革を概説し救世の爲めに努力するは即ち佛祖の聖旨に應ふる所以なりと結びて大に參會者の奮起を促したり斯て午後四時閉會を告げて直に臨時總會を開催したるが出席者十八名にして鈴木會長議長席に著き役員改選の件他一件を議了し全く散會せるは午後七時なりき當日出席者の重なる向は原田郡長、淺沼白河分監長、武田教誨師、關川軍人聯合分會長、奥原棚倉町助役、加藤小林區署長其他有志者百餘名にして盛會なりしと云ふ。

保護に對する典獄訓示

宮城監獄典獄江澤精造氏は今次恩典出獄人の成績良好なるを認め之れが保護方に就き此程其部下へ左の如く訓示せり

此度恩典に浴し出獄せし者の結果を見るに曩日の恩典者より成績良好なるを認む是等畢竟保護

通信

富山通信

の周到なるに基因するものと思料するに付益周到の注意を拂ひ優良の成績を擧げん事に力めらるべく尙恩典に洩たる者の放免にも出來得る限り保護者を呼出し引渡す様に爲すべし。

客月十三日富山縣下に於て大雷雨ありしが爲め縣下の諸川増水し同日午後八時頃富山市を貫流する神通川も又氾濫して人家に浸水し市民の狼狽一方ならざりし折當分監を去る約二十丁の所に設けある上新川郡布瀨村の堤防決壊して濁流滔々襲來せしが幸に當分監は附近一帯に地勢稍高きを以て機に其災害を免れたるも當市西北部は浸水甚しく加ふるに其東南部を流る、常願寺川溢水して各所の切目より此水流入し爲めに當市の大半は濁流狂奔の甚く化し家財の流失入戸の損傷等殆んど二十年來稱に見る悲惨事にして且夜間の如きは電燈點火せざる爲め闇闇咫尺を辨せず市内の雜關其極に達し酸鼻華舌を絶す然して當分監は幸にして其被害を免れたり之雖も其だしき者に至ては浸水床上五尺に達し家財の浸水及流へしたるもの夥からず是等の罹災者に對しては差當り吏員規約の戒申會費を以て焚出飯等を配布したり而して洪水當日即ち十四日は職員の出勤し得るや頗る之を懸念し居るに一二の者を除く外大抵定時に出勤したり中には逆流胸を没する危険を犯し破服刀劍等を頭上に掲げ自家の危険を顧みず銳意出勤したるか如き勇敢なる



者もありき當市の状況上述の如くなるを以て市當局に於ては其焚出飯に因懲し十四日午前三時頃當分監に其援助方を懇請する所ありしを以て事情已むを得ざるものと認め直に快諾し原料の提供並に運搬等は先方に於て負擔することなし同日午前六時より午後六時まで終日之れに従事せしめたり因に裁判所内留置場は多少の浸水ありしも何等の損害なかりし。

大分通信

當監に於ては夏期以來職員使用の煙草盆には自製炭團を使用し又兼て在監者給與味噌の一部は残飯を醸造して之に充用したりしが經費を省くこと多きのみならず其製法並に醸造等又極めて簡易なるものを案出せり左に掲げて諸者の參考に供す。

炭團製法、材料は勿論木炭粉未にして炭籠の底に残留せる炭粒又は木炭置場掃き集め等を收集し之に残飯にて糊を作り他に粘土小許を加へたるものを混ぜ合せ竹筒に入れ押出して乾燥す。

残飯味噌・普通は残飯を乾上げ一旦糲を爲し更に之を糲を爲すを例とせるも當監に再用し得ざる残飯は其儘挽割粉又は小麦粉糲に混和して直ちに室に入れて糲を爲し然る後煮豆糲を加へて仕込桶に投するものとす故に残飯は何程にしても其出来するに従ひ糲を造ることを得且天候に關することなく頗る便利なり。

年)同罪懲役九月椎橋市(十六年)の三名は他の受刑者八名と共に戒護看守二名付き添ひ客月十三日同監附屬耕紬地に出役中同日午後零時五十分頃耕紬地中央部に設けある耕紬小屋に於て耕紬衣に着換を爲さしめ順次屋外に繰出し二名の戒護看守は小屋内に位置して小屋前約二間の塲所に於て察利りに従事せしめ居たるに前記三名の受刑者は撞に位置を變更したるも戒護看守の氣付かざるを奇貨とし相携へて逃走せり然るに逃走後後約三分時を経て一名の看守屋外に出て人員の點檢を行ひたるに右三名の姿見えざるより始めて逃走したることを覺知し殘餘の受刑者一名の看守に託し一名は直ちに追跡したる約八丁を距る上山と稱する山林に中於て出沒せるを認め肉捕縛せんとせるも密林の爲め聽聽意の如くならず偶隙を遂に其踪跡を失ひたり本監に於ては急報に接し直ちに職員非常召集を行ひ追跡援を爲さしめ同日午後四時三十分頃前記中吉倉八を捕縛し引續き追究の結果越て十五日に至り殘餘の二名が同監を去る凡そ八里同縣東彼許郡彼村に於て竊取の金員を以て親衣を購求せんとする所を認め何れも追跡看守の逮捕する所となり尙兵藏縣市の兩名は逃走後五箇所に忍び入り贓品十七品餘を竊取したり。

●足を踏みたるを怒り同囚を蹴殺す 廣島監獄拘禁中の受刑者竊盜罪懲役二年三月物盜及逃走罪懲役九月伴野福藏は客月四日午前四時三十分頃起床出房前内に於て同房者竊盜罪懲役三年加藤平吉が刑罰の露談で福藏の足を踏みたるに同人は憤然怒

彙報

●色慾關係から傷害 長野監獄服役中の受刑者竊盜罪三犯懲役八年三月二十日金子萬吉は兼て受刑者中澤繁治なる者及男色の關係ありたるが受刑者竊盜罪七犯懲役七年六月中野宮次郎なる者又繁治と同一關係を結ばんと爲て之を同人に挑みたるも拒絶せられ遂に萬吉と宮次郎とは之が爲め相反目するに至りしが客月三日出役の際宮次郎が居房視察室より萬吉に對してオイ此の腹抜野郎と痛罵したるより萬吉は激怒して之を傷害せんと決意し朝食喫了後就業準備中の混雑に紛れ同人に先づ葛籠工に従事せる秩原莊次郎の側に至り故意に無用の談話を仕掛け其隙を窺ひて同人使用の小刀(刃先二寸五分)を竊取して懷中し會し食器運搬の爲め各工場入口の下鍵なきに乗し伺側なる第四工場に侵入して宮次郎が便所より立出でたるを擁し前記の小刀を磨して同人の左胸第七八肋骨間を刺し長八分深一寸二分の下内方皮下斜走の切創を負はしめたりしが早くも看守の防止する所となり而して同人の創傷は輕微にして約十日間に治療の見込なりと、而して萬吉は同地裁判所檢事へ告發せらる。

●未成年囚共謀して逃走 長崎監獄在監中の受刑同竊盜罪懲役九月吉永倉八(十七年)同罪懲役七月十五日長崎兵藏(十六

を伴し足を揚げて平吉の腹部を刺りたるより平吉も亦之を憤り果ては兩人の觸合となりたるが之が爲め平吉は叱責福藏は減食四日併科運動停止書圖書閱讀禁止四日の懲罰に處せられたるが平吉は同日胃痺症狀を呈し居房休養となり翌五日病監に收容加療したるも同日遂に死亡せり然るに監獄醫は右死因を腸澀血症に因る心臟麻痺と診定したるも多少疑を挾む點あるより同地縣立廣島病院に屍體を送付し解剖に付したるに果して同人は小腸に穿孔を生じ其部に連續する充血部を認め且つ同部に對する腹膜に局性炎症を呈し居り全く福藏が刺りたるに基因するものなること判明せり。

●懲罰を受けて終死 千葉監獄拘禁受刑者千葉縣香取郡大須加村平民竊盜及放火罪懲役十年竊盜及逃走罪懲役三年佐藤常盤は客月三日午前九時三十二分頃居房に於て「マニラ」麻約首條を束ね其兩端を縛ひて鐵格子裏の溝金に結束し其中央に頸部を掛け便所覆ひ一枚を開放して監房床板より九寸下方の便所踏石上に兩脚を斜に垂下し絶首し居たるを受持看守發見し監獄醫に急報して百方手當を受けしめたるも遂に死亡したり死因は明瞭ならざるも屢々紀律違反の行爲ありて懲罰を受けたりしが終死當日は現に圖畫閱覽禁止の受罰中なれば書籍の一半を破り取りて包藏し居れるを發見せられ即頭部射し居りたれば果れて懲罰を受けるを苦慮し茲に至れるものならんと云ふ。

●腋臭を厭ひて傷害 竊盜罪十二犯懲役七年六月羽友吉

は大腹膨脹に於て受刑中の處客月五日午後六時四十分頃監房に於て同房者竊盜五犯懲役八年山根安吉に對し何所州下結を振て同人の頭部左額頭結節部を毆打し長六仙米深皮下結結に達する挫創及後頭結節に長三仙米深さ骨膜に達する挫創を負はしめたり加害の原因を亂したるに元來被害者安吉所負ありて屢々手拭を以て胸部を觸る爲め隣席なる友吉は之が惡臭を受け不快の感あるを以て再三安吉に注意を促したるため兩人間漸く不和の状態にありしに當日被害者が忝りに届き居りたるより重ねて加害者が注意を興へたるに却て之に抗辯したる爲め友吉は積憤激發し遂に前記の兇行を敢てしたるものにして加害者友吉は之が爲め苦發せられたり。

●看守拔擢して受刑者を斬る 松江監獄島取分監服役中の受刑者島取縣西伯郡庄内村平民竊盜罪懲役七年六月同罪懲役九月因從逃走及竊盜罪懲役九年出口久松は入監以來行狀最も不真加之性質極めて悍猛短慮にして情に熱し易く替て同分監に於て些細の口角より鉄を以て他囚の頭部に重傷を負はしめたることあるより戒護上特に注意を怠らざりしに客月十五日工場に出役機織工に就業中作業用網を食したるを擔當加藤看守が認め之を取調へたるに事實を吐かざるのみ却て罵詈雑言を經にするを以て同看守は其不心得を叱責するや突然自己穿の下駄を振て同看守に跳り掛り左眼下方を毆打負傷せしめたるより直ちに之を取押へんとし暫時格闘の末同囚は一旦放棄したる下駄を拾ひて再び看守の面部を亂

十六犯懲役十一年三月富田房治郎は本年七月十四日午前七時二十分頃工場に於て鑿工に従事中看守所の側にありたる砥石を竊に自席に運び同囚懲役十一年三月古畑清十郎の後方約一間半の所より之を同人の頭部に投付け前頭部に丁字形類似の延長七仙米の創傷を與へたるが其中央部の一部は頭蓋骨の内外兩板を碎き硬腦膜に達する重傷なるが其後の経過不真にして骨傷の部分化膿の傾向を呈し生命に危險なきを保し難しと云ふ右兇行の原因は前月被害者清十郎が加害者房治郎に對し「雜役因某が清十郎が打撲の殘餘を私かに薬打因に與へて其成工事に加へたる旨を看守に密告せり」と告げたるより房治郎は密告者の氏名の訊れんと欲し自己に清十郎が容易に吐かざるのみならず事實無根にして自己と雜役因當離間せんとする清十郎の奸策なるを知り不快に感じ居たる折柄當日出役するや再び同一の事件に付清十郎と爭論して看守に制止せられ憤懣の情昂じ遂て傷害に及びたるものにして房治郎は同地裁判所檢事へ告發せらる。

●護送途次車窓より脱走 兵庫縣水上郡葛野村上所庄村平民竊盜罪六犯懲役十一年三月關勇太郎は十勝監獄根室分監に於て行刑中の處本年七月廿七日他の受刑者十一名と共に三浦看守長監督の下に汽車二名付護送の途次同日午前九時二十分頃釧路國白糠驛より汽車に搭載護送の途次同日午前九時二十分頃釧路國白糠驛と青別驛との間にある浜若山々道に差掛るや偶々列車動搖の爲め車窓自ら開放せられたるに前記勇太郎は其窓に寄り沿ひて坐席

打し更に三ヶ所の創傷を受け尙も兇暴なる抵抗を繼續し容易に止まざるのみならず同看守は右眼上部の負傷より出血多量に流出して眼中に入り視力充分ならず且つ單獨戒護にして僚友の應援なく遠巡するときは職務執行不能の状態に陥る虞あるを以て已むなく抜劍して同囚の頭部其他數箇所斬付けたるに同囚は其痛手の爲め抵抗力を失ひ其勢に倒れたり而して加藤看守の創傷に十日間にて治療の見込なるも久松の傷創は頭部二ヶ所は頭蓋骨を切斷して腦膜に達する重傷にして豫後計り難しと云ふ。

●外役先より脱走 樺戶監獄比内出所所拘禁受刑者茨城縣東茨城郡下中妻村平民無職竊盜殺人無期徒刑協賛須賀信雄は兼て同出所所轄地に於て就業中の處客月一日午前九時三十五分晝食用水波の爲め連紳者懲役九年曾我又藏と共に水波場へ至りしるに同所は就業場より五十餘間を離れ居るも展望し得るさて戒護看守は就業場と同所との中間に立ち交々之を監視し居るに又藏は水を汲み信雄は其後方に佇立し居るが看守の隙を窺ひ連鎖を外し作業用籠を携へて姿を草間に没せり是れに於て戒護看守は他の受刑者二名の看守に託し挺身追跡し監督中の看守部長も又急報により現場に駆け付け之に應援追跡せり問もなく報告に依り木監により看守長以下二十餘名の應援隊來着し數隊に分て捜査したるも就縛せざりしが越て九日午後十時樺戶郡浦臼村地方に於て月形警察分署の手に逮捕せらる。

●砥石で同囚の頭を割る 網走監獄に於て受刑中の竊盜罪を占め前後汽船内に得たる便器に用ひたる石油空罐の一片を以て竊に抽繩を切斷し隙を窺ひて突如身を竝々に躍らして脱出せり此際同三浦看守長は之を取押へんとし勇太郎の着衣を掴みたるも遂に取逃したり是に於て同看守長は機を逃せず發射の受刑者を二名の看守に託して追跡し尙所在警察官の應援を得て附近の山林を捜索中同日午後二時青別村駐在巡查に於て逃走者が路を失して樹林内を彷徨居るを見發見逮捕し身柄の引渡を受け同日午後五時三十分青別驛を發し押送歸監せり而して護送途中荷物の携帶に便ならしむる爲め手錠は抽繩を脱するを防止する程度に止め緊要なる手首を外し置きたる爲め一層逃走を容易ならしめたりと云へり。

●延窓より脱走 岡山監獄拘禁中の刑事被告人香川縣香川郡東瀬村大字松島町高松彌太郎は竊盜及遺失物横領被告事件により本年七月二十二日同監に入監せる所客月四日岡山地方裁判所の召喚を受け午後一時三十分公判開廷の通知を受けたるに同人は突然身内に入れ戒具を解き看守一名を戒護し居たるに同人は突然身を蹴して意外に脱し次て外塀を(高さ約八尺)踰越逃走せり依て看守も直ちに急追肉薄したるに外塀を飛び下りたる際足部を挫きたる爲め追ひ後れたに恰も急報に接して駆付けたる留置場勤務中の看守來合せ裁判所勤務の巡查と協力して裁判所を距る北東五町岡山市伊勢の宮に於て逮捕せり。

●工場便所で縊死 茨城縣眞室郡川西村平民竊盜罪懲役四年六月川村文助は宇都宮監獄に於て服役中客月七日午前九時三十二

分項工場に於て看守の許可を得て上圖し自己使用の三尺帶と澤とを連結したるものを使所格子上に打掛け縫首せり然るに同四上圖後約五分時を経て交替看守同工場に至り前看守より人員の引繼を受け尙實地調査の爲め現場に臨みたるに既に縫首し居るを以て直ちに抱き下し百方手當を加へたるも効なく絶命せり死因は不明なりと云ふ。

●外役因日射病に罹る 安濃津監獄に於ては兼て建築作業に従事するが本年七月一日二名の日射病患者を發生し一名は重症にして體温四十一度に昂騰し人事不省に陥り劇烈なる痙攣發作頻發し殆んど瀕死の状態を呈せしを以て冷水灌漑痙攣劑の皮下注入冷食調水の灌漑等極力治療に努めたる結果漸次回復するに至れるが爾來之が豫方を講ずる必要を認め屋外作業者に限り氣温の最も昂騰する午二時三十分より三十分間の休憩を與へ且飲湯の分量を増加する等専ら豫防に盡力する所ありたるも以來引續き同患者續發し客月廿九日迄に既に七十二名の多數に上りたり然れども其大部分は輕症にして休養を要したるは僅に十三名にして其他は單に屋内の輕業に轉せしめたるに過ぎず又休養を要したるは僅に十三名者と雖も前記一名の重症者を除く外は即日長きも二日にして全快せりと云ふ。

●典典出獄者再入監を耻ぢて逃走 浦和監獄拘禁受刑者埼玉縣秩父郡原谷村大字黒谷中民許數罪二犯懲役七月高橋松松十九年に客月十二日川越分監へ移監の爲め看守一名付添ひ川越電

車停留場より徒歩川越分監へ押送途次同監東北約二丁を距る川越町字脇田四町なる東上鐵道踏切に差掛るや同囚は看守の隙に乘じ突然手錠の儘逃走し線路に沿ひて二十丁東方に更に左折して一丁餘隔りたる陸稻の畑中に潜伏せしを急報に依りて分監より追跡に向たる看守逮捕したり同囚は本年五月減刑の典典に浴し去る六月十日同分監より放釋の者にして其際實父を呼寄せ懇諭の上引渡したるが今回再び犯罪に陥り同分監に押送するに至りたるものなるが本人の自白に依れば分監の建物を見たりや再び同分監に至らば職員其他在監者に對して面目なしとの羞耻心に馳られて突如逃走を企てたるものなりと云へり。

●病苦を悲觀して縊死 大阪市東區石町一丁目十一番地土麻竊盜罪三犯懲役五年松尾次郎は京都監獄に於て受刑中八日午前四時四十分頃居房東南隅性の上部に自己使用の三尺帶を打掛け之を頸部に纏束して縊首し居れるを同五時七分巡視看守發見し直ちに救急手當を受けしめたるも遂に蘇生するに至らざりき同囚は性來弱慮にして慢性胃加答兒及氣管支加答兒に犯され加療中なりしも容易に快復の目途なく自殺前夜同房咽に對し「自分は追々衰弱し診察を受くるも仕方なしと云々と私語したるに徴するに前途を悲觀し自死の念を惹起したるものなるべし。

●腸穿扶私患者の發生 市谷監獄拘禁受刑者放火未遂罪懲役二年三月上野喜代吉は本年七月廿四日同竊盜罪懲役四年六月櫻貝辰五郎は本年七月廿七日、同文書偽造行使許數罪懲役一年三月

沼里仁七郎は客月七日以來何れも原因不明の發熱ありしを以て兩難病監に收容治療中前記喜代吉辰五郎の兩名は客月七日、仁七郎は同月十四日に至り檢査の結果何れも腸穿扶私症と確定し嚴重なる監内の豫防消毒を施したるが發病の原因は不明にして監内待發のものなり因に前記辰五郎は越て八月遂に死去せりと云へり。

●看守長任用試験 東京監獄にては客月三、四の兩日看守長任用試験を(當協會講堂に於て)舉行せられたるが志願者は東京控訴院管内監獄の看守部長及看守三十名にて内筆記試験に及第したるもの二十一名に對し更に同月七日口述試験を施行したるが翌八日試験委員長本木瀨典獄より合格者拾五名へ夫々合格證書を授與せられたり合格者の氏名左の如し。

- 平多修司(宇都宮) 長谷川源作(前橋) 山本作藏(前橋) 居川久一(栗鴨) 永井梅太郎(前橋) 箕輪市太郎(新潟) 須藤藤吉(栗鴨) 井上吉次郎(前橋) 境外次郎(市谷) 本間勘吉(栗鴨) 三浦平三(市谷) 福島三治(東京) 東方政雄(東京) 小野喬一(横濱) 高橋佐一郎(宇都宮)

●在監人看讀用書籍 在監人看讀用として適當の書籍乏しきは我監獄界一般の平素遺憾とする處なるが本會今回此缺陷を補はんとの趣旨に依り感化上適切と認むるものを編纂し各監獄に對し實費を以て頒たんとして既に其第一回は不日發行する筈なり實費は壹部に就き大凡三拾錢乃至四拾錢の間にありべき見込とすれども部數の増加に従ひ廉價に出來すべきを以て各監獄にては可成

多散購求せられたき希望なり尙此刑行物の原稿は豫め當局の査閲を経たものなれば監獄に於ける檢閱等には多大の便宜あるべしと云ふ。

●免因保護事業講習會の開催 中央保護會に於て秋季を以て昨年の例に倣ひ免因保護事業講習會を開催せん意向なることは曩に本誌にて報道する所ありしが今回愈來十月十六日より一週間本會講堂に於て開會することに決し目下其準備中により會員は凡百貳拾名を限り全國に於ける保護事業に従事せらるる向に對し之を許す由又内務省に於て開會せらるる感化救濟事業講習會は十月五日より同十五日まで開會する筈なれば双方の講習を受けんとする志望者には至極便利なるべし。

●安松引野兩典獄の退官 高知監獄典獄安松虎雄氏は曩に奈良監獄詰たりし當時より兎角健康の勝れず高知監獄に轉任以來は病を推て出勤せられありしも病勢は次第に増進の一方なるを以て今回靜養の爲め依願退官せらるる、又宮崎監獄典獄引野辰司郎氏も既に老年に達したればと辭表を呈し是れ又依願退官せられたり因に安松氏は郷里福岡縣に歸り福岡市新大工町拾六番地に居住せりと云ふ。

●浦和監獄人佛式 浦和監獄の教誨堂は明治十七年の建築にして痛く腐敗し且又狹隘にして不便なるのみならず聖堂の尊嚴を保つ上にも遺憾に堪へざるものありしが現典獄赴任以來最も之を憂ひ本年五月認可を受けて教誨堂改築の工を起し此程工事竣成し

たるに之を懐きて本派を願寺よりは御佛像、宮殿等を寄贈せられたるを以て九月六日をトシ入佛式を行へり今其状況を記さんには正午在監者一同を入堂せしめ前日来清掃して莊嚴ならしめたる佛壇に尊像を奉安し典獄は參列者一同に向ひ教誨堂改築工事竣成を告げ茲に入佛式を舉ぐる所以を告示し次いで小池教誨師は佛前に進みて表白文を朗讀し了りて本派本願寺布教師松浦定憲師導師となり教誨師一同と共に鄭重なる勅式を誓ひ次に白井典獄の式辭朗讀導師教誨師典獄以下職員と順次焼香あり受刑者には總代として三名を焼香せしめ後松浦師は典獄の紹介にて受刑者の爲に相好端嚴なる尊像を拜するに共々慈智圓滿なる佛心を領すべき旨を懇篤教誨し午後二時全く式を終りたり因に當日の式典は長時間に渉りたるも受刑者一同此稀有の法筵に遭遇したるを歡び始終靜肅にして何れも敬虔の念を起し中には感涙に咽びたるもありたり當日の白井典獄の朗讀せられたる式辭を左に掲ぐ。

式辭

浦和監獄教誨堂改築工ナ竣ヘ又新ニ尊像ヲ迎ヘ茲ニ本日ヲトシ莊嚴ナル入佛ノ式ヲ舉タルニ至リタルハ本職ノ欣幸トスル所ナリ治獄ノ要ハ峻嚴ナル懲罰ト共ニ之ヲ善導教化スルニ在リ行刑其道ニ適ハズ教化其宜シキヲ得ザレバ刑罰ノ目的ヲ達スルコト能ハズシテ行刑ノ効果殆ンド空シカルベシ治獄ノ局ニ當ル者協心戮力日夜孜々トシテ努ムル所ニ懸リテ行刑ノ効果ヲ收メシコトニ歸ス行刑ノ方法中教誨ノ力、重要ノ地位ヲ占ムルコト固

ノ忠長トナリ以テ一身一家ノ幸福ハ勿論國家ノ福祉ヲ増進スルニ力メヨ一言以テ式辭ト爲ス
大正三年九月六日
浦和監獄典獄正七位白井勇松

○錯誤に基く入札の效力に就ての解釋

會計規則第七十六條第二項と民法第九十五條の規定とは抵觸するにあらずやとは豫て疑問とする所なるか之に對する本省當局の意見は左の如し

會計規則

會計規則第七十六條第二項に入札人は一旦提出したる入札書の引換變更又は取消を爲すことを得ずとあるも此規定は民法第九十五條に意思表示は法律行為の要素に錯誤ありたるときは無効とすとの規定の適用を排除するものにあらず故に競争契約に於ける入札に於て法律行為の要素に錯誤ありたることを入札人より疏明し而かも

ヨリ論ヲ俟タズ而シテ教誨ハ之レヲ施行ノ方法及之レニ關聯スル設備ノ宜シキヲ得ルト否トニ因リ其効果ニ至大ノ關係アリテ常ニ之レガ安排其宜シキヲ得ルコトニ深ク意ヲ用井サルベカラズ然ルニ當監獄教誨堂ハ明治十七年ノ建造ニ係リ今々星霜ヲ累ヌルト共ニ甚シク腐朽シ加之狹隘ニシテ不但不整而シテ奉安スル御繪像ハ幾多ノ年所ヲ經過スルト共ニ表裝剝離或ハ露害ヲ受ケ教誨堂ノ尊嚴ヲ保ツ上ニ於テ是レ亦遺憾不尠本職昨年任ヲ當監獄ニ受ケ赴任以來常ニ深ク之ヲ憂慮セシガ本年五月上旬ノ認可ヲ受ケ之ガ改築工ヲ起シ一面本派本願寺ニ商リ相好端嚴ナル御木像及金色燦爛タル宮殿其他ノ寄贈ヲ受ケ佛前ヲ好シ一層莊嚴ナラシムルノ舉ニ出テ今々豫定ノ工事竣成ヲ告ゲ又本派本願寺ヨリ寄贈ノ尊像宮殿等到着シ以テ入佛ノ式ヲ舉行スルヲ得ルニ至リ茲ニ厚ク感謝ノ意ヲ表スルト共ニ又本職宿志ノ一ヲ全フシタルヲ深ク欣喜スル所ナリ

罪囚ノ懲治教化ニ於ケル實績ヲ擧グルノ必要上監獄ノ構造ヲ適實ニシ諸般ノ設備ヲ完フスベキハ論ヲ俟タサル所ナレトモ特ニ教誨堂ハ精神教化ノ上ニ直接至大ノ關係ヲ有スル神聖莊嚴ノ場所タリ人生本來ノ性ヲ陶冶シテ衷心無窮ノ皇恩ヲ仰キ佛化ノ大悲ニ浴シ調化ニ遵ヒ迷闇ヲ打破シ轉過爲福永ク忠良ノ民トシテ其分ヲ盡スノ地境ニ到達スル上ニ於テ最モ至大ノ關係アル道場タリ今々茲ニ教誨堂ノ工成リテ尊像新タニ奉安セラル受刑ノ身ニ在ル者宜シク佛化ノ慈光ニ浴シ洗除心垢、改過遷善永ク皇國

政府に於ても之を錯誤と認めたる場合には其入札は無効なりとす例へば米一石十三圓麥一石十圓と記すべきを米一石十圓麥一石十三圓と誤記したる入札は無効に歸するが如しと

○司法省監獄公文

○刑執行中人違ナルコト發覺シ刑執行ヲ停止シタル場合ニ於ケル作業賞與金給與方ノ件

監發第一、二八五號（大正三年八月十七日監獄局長宛神戸監獄典獄問合）

天王寺谷丑松ナルモノ明治四十五年三月横領詐欺ノ罪ニ依リ懲役一年六月ノ言渡ヲ受ケ執行ヲ通レ居ル間ニ梨本卯之助ナルモノ天王寺谷丑松ト詐稱シテ刑執行指揮セラレ入監シ本年一月十四日ヨリ右一年六月ノ刑執行中之處今同眞ノ天王寺谷丑松ナルモノヲ逮捕入監スルニ至リタル爲メ全ク人違ナルコト檢事ヨリ發見セラレ候ニ付客月二十七日限り右刑ノ執行ヲ停止シ其翌日ヨリ更メテ別犯タル竊盜罪九月刑ヲ執行スルコト、相成候處右人違

叙任

叙高等官五等 同 叙高等官五等 四級俸下賜 任典獄 叙高等官八等 尤級俸下賜 依願免本官 同 山口監獄勤務ヲ命ス 八級俸下賜 宮崎監獄勤務ヲ命ス 八級俸下賜 高松監獄勤務ヲ命ス 高知監獄勤務ヲ命ス 八級俸下賜

典獄(高知) 安松 虎雄
同(宮崎) 引野 辰司郎
檢事 赤塚 源二郎

典獄補(市谷) 林 豊
典獄 安松 虎雄
同 引野 辰司郎
同(福島) 山川 一郎
同(高知) 佐田 諸吉
同(青森) 中村 時夫
典獄(山口) 中村 忠直

松江監獄鳥取分監長ヲ命ス 典獄補(名古屋) 原 田 肇
名古屋監獄勤務ヲ命ス 同(鳥取分監長) 中村 基吉
依願免監獄醫 監獄醫(佐賀) 林 俊 謙
秋田監獄大館分監長ヲ命ス 看守長(大曲分監長) 杉 淵 留吉
同大曲分監長ヲ命ス 同(大館分監長) 石川 福藏
膳所監獄勤務ヲ命ス 看守(膳所) 梅 津 幸市
給月俸廿三圓
任看守長 看守(岐阜) 酒井 豐太郎
岐阜監獄勤務ヲ命ス 給十一級俸 看守(宮城) 小長井 喜太郎
任看守長 看守(東京) 小野 賢次
宮城監獄勤務ヲ命ス 給十級俸 看守(名古屋) 高野 直四郎
東京監獄勤務ヲ命ス 給十級俸 同(松山) 長谷 場圭介
任看守長 看守(巢鴨) 本間 勤吉
巢鴨監獄勤務ヲ命ス 給十級俸

會報

○地方部長の囑託

福島地方部長ヲ囑託ス 赤塚 源二郎
山口地方部長ヲ囑託ス 山川 一郎
高知地方部長ヲ囑託ス 中村 忠直
高松地方部長ヲ囑託ス 中村 時夫
宮崎地方部長ヲ囑託ス 佐田 諸吉

○贈與金

本會々則第十一條に依り客月中元典獄富山要次郎氏外三十五名に對し三圓以上三拾圓以下の金員を贈與せり

○保護會加入

○千葉縣君津郡木更津町人世救護會は會長に飛山日甫氏を戴き間接保護を目的とせるものなるが今

般加盟申込あり承認す。

○鹿兒島縣免囚保護會は保業事業擴張の爲め頃者成立せる鹿兒島縣保護協會に合併事務の引継ぎをなし高岡直吉氏會長の職に就き事務所は當分の中舊鹿兒島縣免囚保護會と同一場所とす

○保護會々長更迭

東京自立會 新會長 瀨 經 丸
京都愛宕四恩會 同 前田 千賀良

○保護會移轉

香川縣讚岐修齊會 移轉先 高松市西濱町十三番地
靜岡縣遠州積善會 同 濱松市松城五十一番地

大場法學博士校閲 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百五十八頁
挿圖百九十五個
實費郵税共金三十拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ
法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊版百三十五頁
實費郵税共 金貳拾四錢

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ裨益スル所尠カラサルヘシ

右兩書ハ本會此種智識ノ普及ヲ圖ル爲メ特ニ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ

東京市麴町區西日比谷町一番地

發行所

監獄協會

電話新橋一三六八番
口座番號東京二五〇五九番

會費送附方

肩書 東京市麴町區西日比谷
番地 町壹番地

宛名 監獄協會主事伊藤俊光

振込 司法省内郵便局
局名

會費拂込注意

- 一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込まるるときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年月人員壹人當りを記せられたし
- 二 金額五圓未滿の會費を銀行に拂込るゝよりも振替貯金へ拂込るゝ方便利なり振替貯金の口座番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
東京 貳五〇五九番

番號

加入者

氏名

監獄協會

大正三年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

編輯人

東京府豊多摩郡大久保町大字
西大久保三百七拾番地
伊藤 俊光

印刷人

東京市四谷區愛住町二番地
磯村 政富

印刷所

東京市麹町區下六番町十七番地
同 勞 舎

發行所

東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會

賣捌所

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院